

I. はじめに

日本に在留する外国人数（外国人登録者数）は、2009年末現在218万6121人¹で2006年に200万人を超えて以来増加傾向にあり（法務省 2010）、2004年以来、人口減少化傾向にある日本の人口動態の統計とは対象的である（厚生労働省 2010）。戦後、積極的に外国人労働者を受け入れて労働力不足を補ってきた経験があるドイツ 8.8%（2008年）やアメリカ合衆国の12.3%（2008年）、イギリス 6.3%（2007年）、（厚生労働省 2010）²など欧米先進諸国に比べると、日本総人口に占める在留外国人の割合は2%未満だが、地方自治体によっては在留外国人の割合2%を大きく超えて、在留外国人数が5%、ときには10%を越えた外国人が居住する集住地域も出現している。

また近年国際結婚カップルが増加しており、全国津々浦々に日本人と結婚したさまざまな国籍の国際結婚移住女性や外国につながりをもつ子どもたちの存在が散見されるようになった。また留学生も留学期間を終えて日本に就職する、出身国に戻って日系企業の仕事に就くなど日本との関わりも深くなってきた。こうした状況の中、子どもを育てる役割を果たすことが多い日本在住の外国籍女性の日本語学習支援を含めた社会適応の支援や雇用や福祉や医療保健など必要なときの紹介などつなぎ、また家族生活や教育など生活全般にわたって、外国籍の住民たちと日本に住む私たちが共生のための取り組むことが喫緊の課題となっている。

本稿では、とくに福岡県に在住するフィリピンとタイの国籍をもつ外国籍女性（以下、移住女性）とその子どもたちの事例を先行研究に照らし、韓国やドイツのエッセン州と比較検討しながら、移住女性とその子どもたちの社会包摂の可能性について考察する。

これまでの移民研究では、女性が独身であれ、シングルマザーで本国に子どもを残したりしながらも単身で移動、移住労働する傾向の「移民の女性化」（稲葉 2002）や再生産領域のグローバル化としての「女性の国際移動」（伊藤・足立 2008）、本国に残してきた子どもや家族と国際移住労働した女性と経済的な紐帯と精神的な葛藤（パレーニャス 2008）など、女性が主体であった。移住先に子どもを呼び寄せるなどの家族統合に関する研究は、多くは統合先の国での言語教育や母語・母文化継承など主に教育の課題などに焦点が当てられた実践的な研究が進められており（東京外国語大学 2008）、国際移住した女性とその子どもである第二世代の生活課題に言及した研究は多くない。本稿は、日本に在留する外国人の中でも、再生産領域に存在していると想定される女性比が高いフィリピン人（女性比78%）、タイ人（女性比74%）とその子どもたちに焦点をあてる。

現在、日本では、在住外国人の定住化が増加してきた背景に対応して、2006年に総務省は多文化共生を「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら地域社会の構成員として共に生きていくこと」と定義し（総務省 2006）、地域社会において居住する外国人の居住、教育、労働環境、医療・保健・福祉、防災など生活サポートを含む多文化共生推進プランの策定および実施を各都道府県お

よび政令指定都市に促している。しかし、こうした多文化共生施策は、地方自治体および地域で活動する民間団体に主な担い手として期待されており、少子高齢化の事態を鑑みグローバル社会を生き抜く方策を探る日本において増加する外国籍住民や外国につながる子どもたちとともにどのように社会を形成していくか、という大局に立った中央政府の社会統合の意志は見られない。そのため、本研究の考察から導かれる提言を提示し、移民の社会統合を考える一助としたい。

図表 1-1 2009 年 国籍別在留外国人数

		総数	男性	女性
1	中国	680,518	285,548	394,970
2	韓国・朝鮮	578,495	264,296	314,199
3	ブラジル	267,456	145,292	122,164
4	フィリピン	211,716	47,204	164,512
5	ペルー	57,464	30,336	27,128
6	米国	52,149	34,415	17,734
7	タイ	42,686	11,192	31,494
8	ベトナム	41,000	22,439	18,561
9	インドネシア	25,546	16,987	8,559
10	インド	22,858	15,952	6,906

(出典) 法務省入国管理局統計 (2009) より

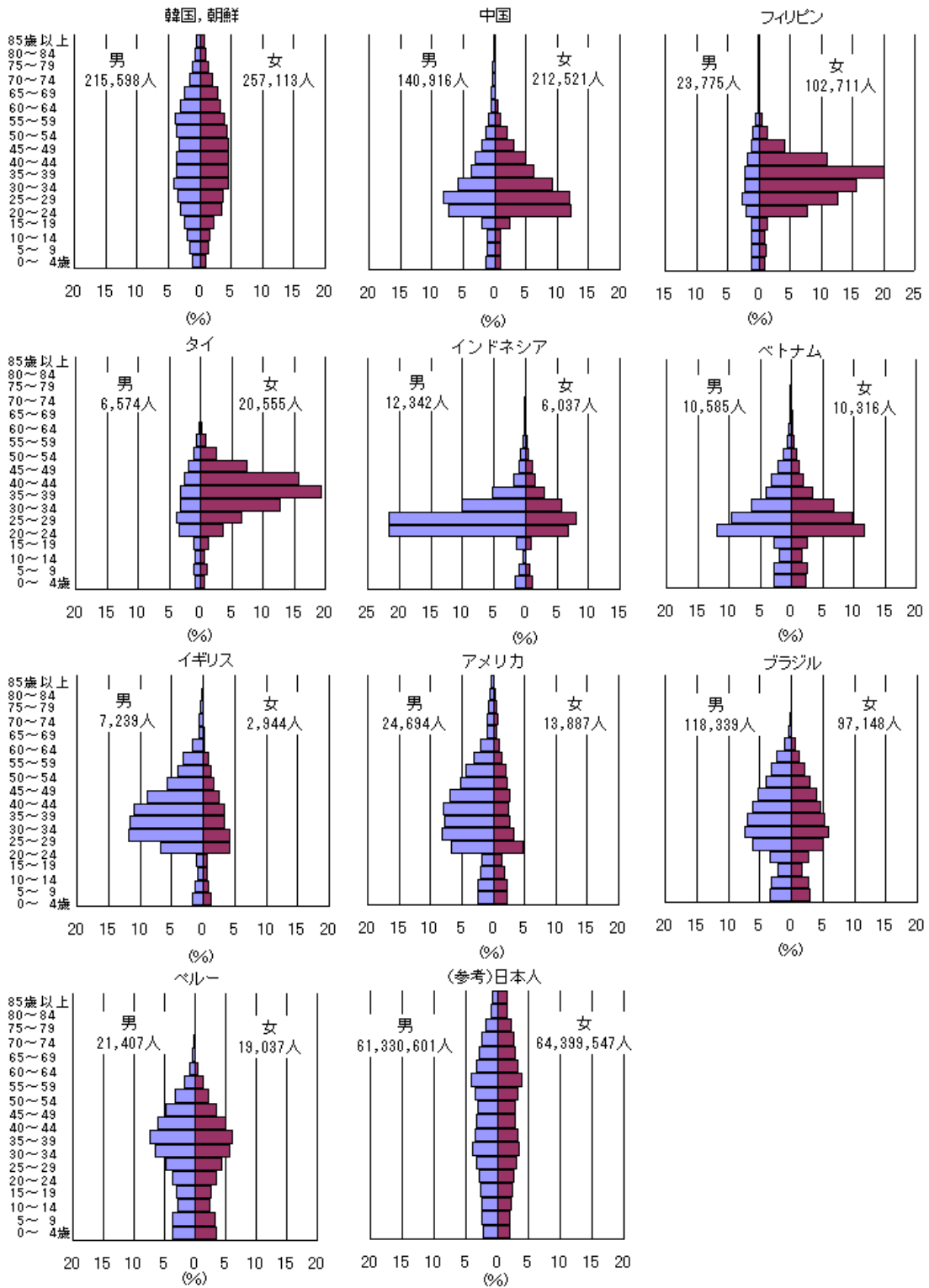
図表 1-2 2009 年 国籍別在留外国人数 (女性数上位 10 国)

		総数	男性	女性	女性比	女性比順位
1	中国	680,518	285,548	394,970	58.0%	3
2	韓国・朝鮮	578,495	264,296	314,199	54.3%	4
3	フィリピン	211,716	47,204	164,512	77.7%	1
4	ブラジル	267,456	145,292	122,164	45.7%	6
5	タイ	42,686	11,192	31,494	73.8%	2
6	ペルー	57,464	30,336	27,128	47.2%	5
7	ベトナム	41,000	22,439	18,561	45.2%	7
8	米国	52,149	34,415	17,734	34.0%	8
9	インドネシア	25,546	16,987	8,559	33.5%	9
10	インド	22,858	15,952	6,906	30.2%	10

(出典) 法務省入国管理局統計 (2009) に、女性比を齋藤が加筆

図表1-3 国籍別人口ピラミッド - 全国 (2006年)

図3 国籍別人口ピラミッド - 全国 (平成17年)



(出典) 2005年 国勢調査より

II. 背景

1. 「移住の女性化」と再生産領域での移住女性

就労や結婚などを目的に国際移動する女性が、国際移動する人口の約半数を占めるように近年増加している。フィリピン人移民研究者のパレーニャスは、男性は「家族を養うため」に国を離れ、女性は「貧困から脱却するため」に国を離れるという移住労働の動機のジェンダー差を指摘する（パレーニャス 2008:157）ように、人身売買や性暴力の危険性や男性よりも低賃金で搾取的な環境の危険があっても、独身であっても、既婚者であっても、シングルマザーであっても子どもを故国に残して、よりよい将来を期待して移住する女性が増加していた。こうした「移住の女性化」は、日本では1980年以降、とくにアジア諸国からの顕著になった。1989年の外国人の日本入国数は男性181万人、女性116万人だったが、15歳から24歳までの年齢層でこの比は逆転し、女性が男性の1.5倍の19万人であった。当時は超過滞在や資格外就労など入管法違反者のデータは、日本での就労内容の一端を表している。女性が資格外就労していた内容は、ホステス、売春、ストリッパーなど、台湾、フィリピン、タイなどアジア諸国から来日した女性の女性的なサービスや“性”そのもののサービスを売買した就労が、1986年は全体の94%を占めていた（松田 1993：86-88）。

資格外活動者および資格外がらみ不法残留者の稼働別の推移

図表2-1 不法就労者数の稼働内容別の推移（女）

	1986年	1987年	1988年	1989年	1990年
総数	5945	7018	5385	4817	5708
ホステス	5002	6076	4359	3225	2602
工員	31	65	165	323	614
雑役	63	88	120	276	374
店員	30	68	105	138	147
売春婦	285	259	205	156	—
ストリッパー	337	259	205	156	—
その他	197	259	291	521	948
不明	—	—	—	—	1023

（出典）法務省入国管理局

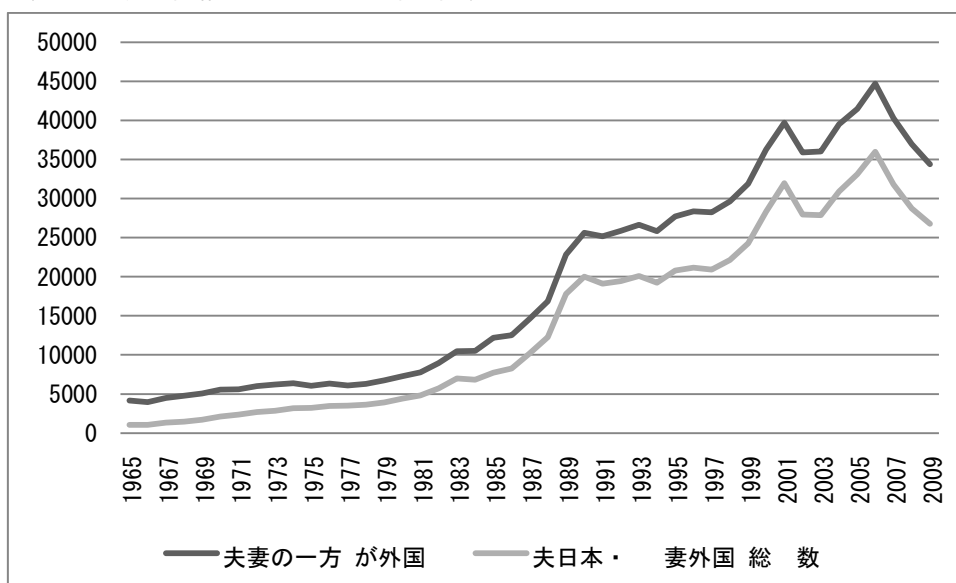
図表2-2 不法就労者数の稼働内容別の推移（女）

	1986年	1987年	1988年	1989年	1990年
総数	2186	4289	8929	11791	23176
工員	526	1036	3486	4696	7620
建設作業員	900	1862	3807	5581	6774
雑役	204	515	765	575	839
清掃	—	—	—	121	314
料理人	84	96	115	121	260
店員	89	132	283	227	246
給仕	160	187	170	139	—
その他	223	461	303	331	799
不明	—	—	—	—	7324

（出典）法務省入国管理局

さらに国際結婚も、2009年には妻か夫のどちらかが外国籍の国際結婚カップルは、1980年代、2000年代前半そして、2005年に増加した。2006年以降、減少気味ではあるが日本全体の婚姻数の4.8%で、20組に一組の割合を占めている。夫が日本人、妻が外国籍のカップルは77.7%で、主な妻の国籍は、韓国・朝鮮、中国、フィリピン、タイと続いている。

図表2-3 夫妻の国籍別にみた年次別婚姻件数



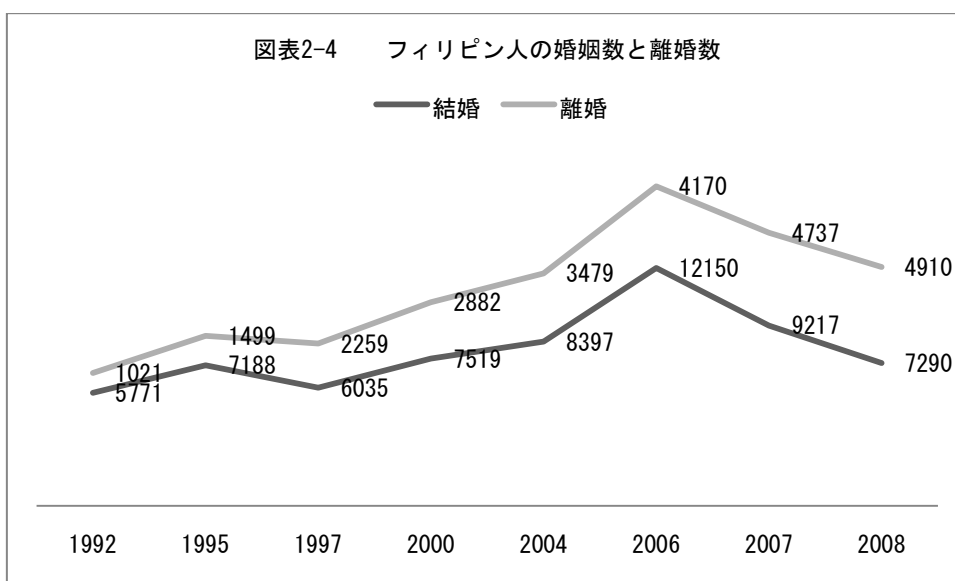
(出典) 厚生労働省人口動態調査 (2009)

このように、日本に入国する外国人女性は、アジア諸国からの女性が多く、1980年代はホステス（“性”売買を含む）、そして1980年以降2000年に入っても日本人の配偶者としての入国が多い。「移住の女性化」は、移住先での滞在内容は、男性の就労・滞在内容とは異なり、女性としての「もてなし」や「気配り」が期待されるホステスや、「明るさ」や「ホスピタリティ」が期待されるケアワーカー、「性」サービスを売買するセックスワーク、家事や親の介護、子どもの教育など家事や家庭での労働を期待された嫁など、女性としての資質や機能が期待された内容である。とくに1980年代に日本に入国して就労（正規であれ、非正規であれ）していたフィリピン人とタイ人の女性はホステスやエンターテイナーなどのサービス産業に従事することが多かったこともあるが、両国籍の女性は、日本のメディアによって形成されてきた肯定的・受容的ではないイメージによって、さらにマイナスイメージが形成されてきた。「東南アジア」の女性、とくにフィリピン人とタイ人に対する日本人のイメージがメディアでどのように形成されてきたかを新聞紙面から分析した長谷部は、フィリピンとタイの女性の入国および在留が増加し始めた1986年から2003年5月までの16年5カ月間の読売新聞の記事から、フィリピン人女性やタイ人女性が「性的な」のイメージをもって報道されており、「性的欲望の対象者としてアクセスが可能であるかのような解釈にさらされる可能性」を指摘している（長谷部 2004：16）。

「再生産領域」女性の国際移動を研究する伊藤と足立は、こうした「国際結婚」や親族間での国境を超える移動、ホステスやエンターテイナーなどの海外就労、そしてまた人身売買あるいは身体部位や身体由来物質の取引なども、これまで「再生産領域」としてとらえられてきた労働力と次世代の再生産から領域を拡大して「再生産領域」概念をとらえている（伊藤・足立 2008:9）。

2. フィリピン人女性の国際移動

フィリピン政府は労働力輸出を奨励している。1970年代は中東諸国に男性の移住労働者が出かけたが、1980年代からは「移住の女性化」が顕著となり、家事労働者として働くためにヨーロッパ、カナダ、シンガポール、香港などに向かう女性が増加した（サブグ 1993：98）。しかし、家事労働だけでなく移住外国人労働者の非熟練労働を認めない日本で就労するには、短期滞在で入国し、入管法に抵触する資格外就労や超過滞在として就労するか、興行資格でエンターテイナーとして就労するかの方法が主に選ばれた。1980年のフィリピン人の入国者（男女）2万7902人のうち、短期滞在資格で入国数は8985人（32%）、興行資格の入国者は8509人（30%）だった。興行資格での入国者数は5年後の1985年には1万7861人と2倍強となり、その5年後の1990年には4万2867人と2.4倍に、その13年後の2003年には8万563人と、急増してきた。歌や踊りなど娯楽（エンターテインメント）を提供して所定の給料は支払われるはずの興行資格だったが、実際には、ホステスや“性”サービスの提供（買売春）などを強要されたり、過酷な労働を強要されるなど人身売買の隠れ蓑であると指摘がされたため、2004年12月の「人身取引対策行動計画」が発表された翌年2005年6月に省令が厳格化され、興行資格での日本入国が難しくなった（JNATIP 2007）。



(出典) 厚生労働省 人口動態統計

一方で、1990年代から日本人男性と結婚するフィリピン人女性は年々増加している。2006年の結婚数は急増しているが、2005年のエンターテイメントビザ発給が厳格化されたことが影響していると思われる。

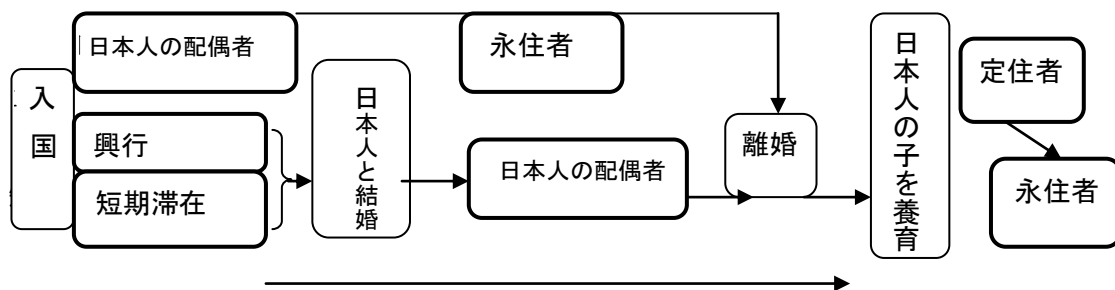
日本人男性と結婚したもっとも多い外国籍の女性は中国籍で、次いで韓国・朝鮮籍そして3番目がフィリピン国籍である。エンターテイナーとして来日している間に日本人男性と知り合って結婚したカップルも多いが、現在は、結婚斡旋仲介業者による結婚や、知り合いに紹介されて結婚に至るケースなど、国際結婚に至るパターンも多様化している。

その一方で、結婚斡旋仲介会社の手配による結婚のケースでは、ブローカーが日本人男性戸籍を悪用し偽装結婚でフィリピン人女性を入国させ、「前借金」を貸してスナックなどでの搾取的に就労させるという新たな人身売買の手口も発覚している（警察庁 2011）

フィリピン人女性が日本人男性と結婚もしくは同棲などに伴って出生する、フィリピンにつながる子どもたちが増加している。2008年にはフィリピン人母親から6312人の子どもが出生している。また、離婚数も増加しているが、これは国籍やジェンダー差に起因するDVも背景に在ると考えられている（カラカサン 2010:6）。

フィリピン人女性の日本入国から日本への定住、永住の一般的なパターンは以下の通りである。

図表2-5 在日フィリピン人女性の主な在留資格パターン



（出典） カラカサン（2010：7）

3. タイ人女性の国際移動

（1）日本のなかのタイ人移住者

タイから日本への移住労働者は1970年代から流入している。しかし、1980年代から増加し、1990年から1992年にかけて、タイ人の日本への入国者数および出国数（図表2-6）が急増し、同時に在留期間を超過して日本に滞在する不法滞在者は急増した。1990年から1992年に入国したタイ人女性は、日本で就労することを希望していたにもかかわらず、来日した途端に自由を拘束されて売春を強要され、いわれのない額の「借金」を返済するまで、無報酬で働かされる、という悲惨な状況、つまり人身売買と呼ぶことのできる状況に置かれていたことは、この時期に発生したタイ人女性が被害者・加害者として関与する事

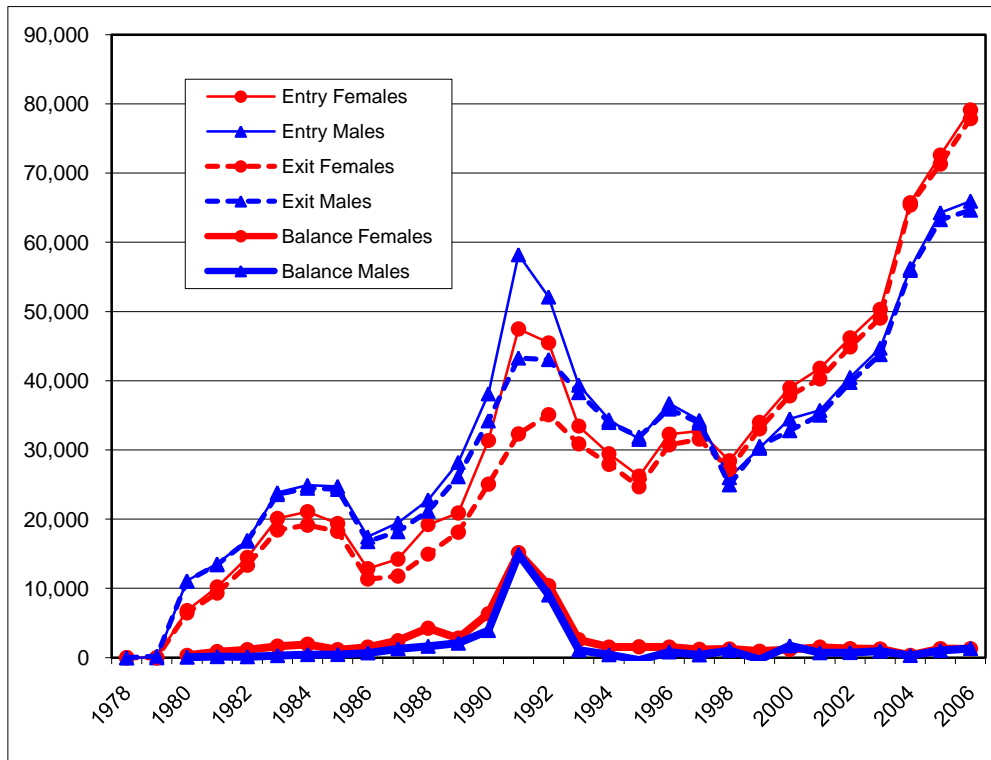
件や、その背景や実態を書きとめられた女性の手記、また当時を経験した女性たちの聞き取りによって伺い知ることができる（下館事件タイ人を支える会 1995、女性の人権カメラード 1998、Human Rights Watch 2000、齋藤 2004）。

しかし一方で、こうした悲惨な状況の人身売買の人権問題としての側面のみが強調され、タイ人女性たちの「労働者」としての側面に十分な関心が払われない（浅見 2003: 35）、もしくは人身売買被害者は「だまされて入国した」とされ、女性が自らの意志で移住労働を目的としていたという労働者として扱われてこなかった（稲葉 2002:1）ことも指摘されている。

タイ人女性とフィリピン人女性の日本入国のパターンの大きな違いは、就労目的で日本に入国を希望するフィリピン人女性には「興行」というエンターテイメントというサービス産業での従事を可能とする在留資格の選択肢があったが、タイ人女性にはサービス産業もしくは未熟練労働分野での就労を可能とする在留資格は限定されていたために「短期滞在」等の他の在留目的の資格にて日本に入国せざるを得ず、資格外就労（不法就労）、超過滞在（不法就労）、いわゆるオーバーステイとなるパターンが多かったことである。日本入国時の在留資格の違いは、日本での滞在パターンも差異を生じさせる。すなわち興行という在留資格であれば、滞在期間は6カ月なので、入国と出国を繰り返すことが可能であるのに対し、オーバーステイの場合、それが発覚すれば入管法違反者として国外退去となるほか、かつて入管法に違反した者の再入国は厳格に審査される。そのため、日本に滞在中はなるべくオーバーステイが発覚しないようにひっそりと影を潜めて生活せざるを得ないし、日本への入国時には日本での就労を斡旋するアンダーグラウンドな組織が関与しやすい。

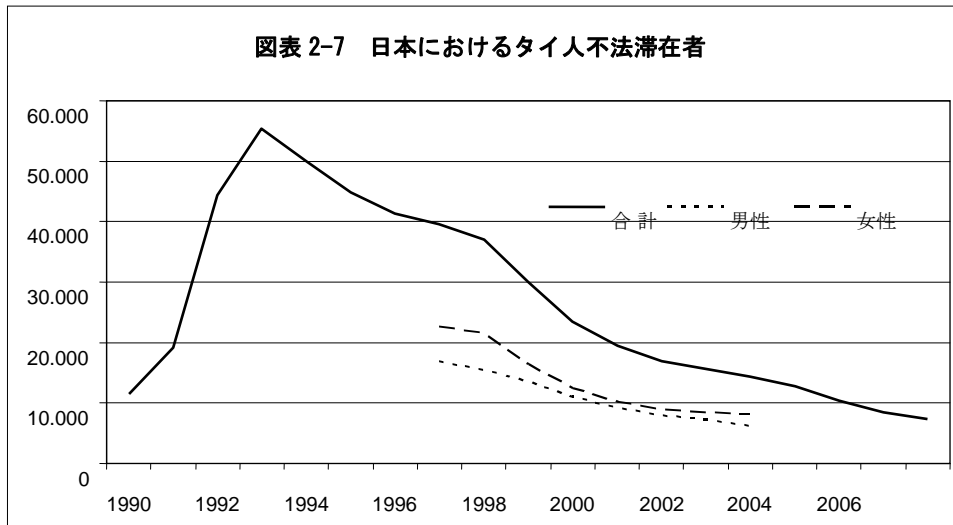
日本におけるタイ人のオーバーステイなどの在留傾向は、ルアンケーオも指摘している（Ruankaew 2009:69-79）。すなわち、1990年から1992年にかけて男女合計10万人を超すタイ人が入国したにも関わらず、5年後には入国者はほぼ半減と急激な変動が見られること、1980年から1997年まで男性の入国数と出国数が女性よりも多く、1998年からは男女が逆転し、女性の入国数と出国数が多い（図表2-6）などの特徴が統計から見ることができる。しかし、女性は男性よりも長い期間、移動をせずにオーバーステイしながら滞在する傾向にあるため、入国や出国の数に反映されていない（Ruankaew *ibid*）。さらに、当局による統計は日本の空港や港湾などを通過した出入国者のみが数えられるため、密航などの手口で入国したまま滞在するタイ人移住者はこうした統計には反映されていない（Ruankaew 2004: 37）。

図表2-6 タイ人移住者の流れ



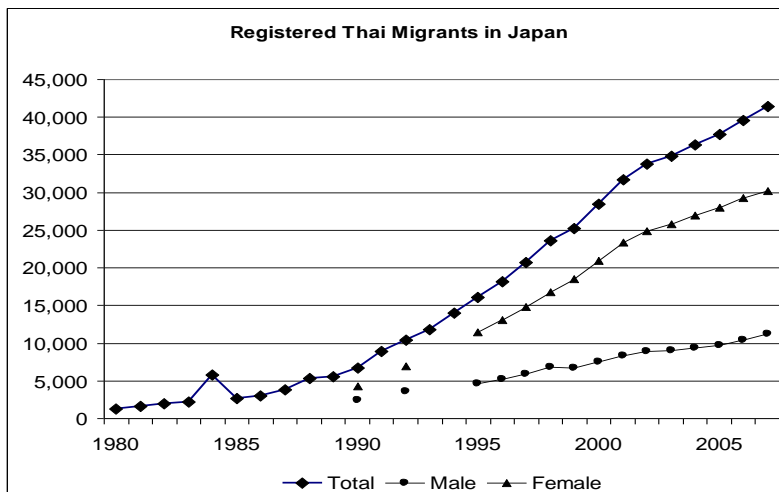
(出典) 法務省入国管理局 1980-2007

ルアンケーオはさらに、重要な次の2点を指摘している。第1に、オーバーステイを法務省入国管理局によるタイ人不法滞在者の統計(図表2-7)から、1993年にピークだった不法滞在者(超過滞在者)の数は1994年以降、だんだん減少しているように見えるが、図表2-8では1990年代の日本入国者数が減少傾向にあるにもかかわらず、外国人登録をしたタイ人、すなわち正規の滞在として認められたタイ人が増加していること、第2に統計から見るこの事実は、日本に滞在するタイ人移住者が減少していないことである(Ruankaew ibid)。すなわち、オーバーステイ(超過滞在、不法滞在)で日本に残留していたタイ人が、何らかの理由で正規の在留資格を得て、滞在を継続しているということだ。日本に滞在中に在留資格を「不法」から「正規」に変更するパターンでもっとも多いのは、日本人と婚姻を理由に特別在留資格から「定住者」としての在留資格となること、もしくは日本人男性を父親にもつ子どもを養育する女性に付与される「定住者」の在留資格である。



(出典) *Immigration Control*, Immigration Bureau, Ministry of Justice 2004-2008 Thailand Overseas Employment Administration Office in Tokyo 2005, p. 8

図表 2-8 日本における外国人登録をしたタイ人数



(出典) 法務省入国管理局1980-2007

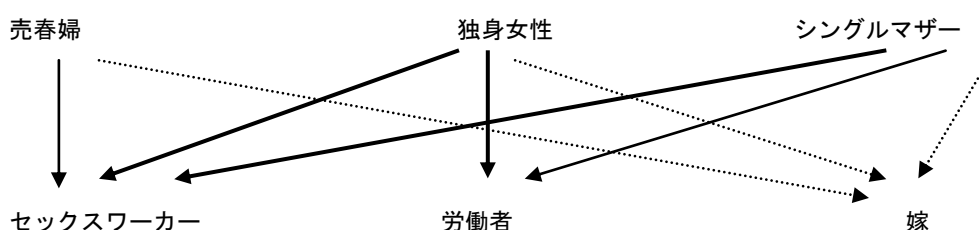
1990年以降、タイ人女性の外国人登録は急増していて、2007年には4万1384人のタイ人が登録した。うちわけは男性が1万1230人で、女性が3万154人だった。これらの女性は、先述したように非正規在留から正規在留に在留資格変更をした女性のほかに、結婚斡旋業者や既に日本に在留しているタイ人の紹介によって日本人男性と婚姻し、「日本人の配偶者」という在留資格で入国する人も含まれよう。しかしその一方で、外国人登録をせずに（非正規在留のまま）日本に滞在している女性は、まだかなりいると推定される（Ruankaew ibid）。

(2) 日本へ渡航するタイ人女性移住者の傾向

では日本に滞在するタイ人女性たちは、入国前の職業や状態にどのような傾向が見られるのだろうか。

ルアンケーオは、2001年に日本に滞在して実施した日本に在留するタイ人女性22名のインタビューから調査研究移住した調査から、来日する直前の職業を①売春婦、②独身者、③シングルマザーの3つに類型し、日本に入国直後に就労・立場も、①セックスワーカー、②労働者、③嫁に分類し、その相関関係を図表2-9に示した(Ruankaew 2002: 51)。

図表 2-9 タイ人移住女性の類型化



(出典) Ruankaew (2002: 51)

ルアンケーオはさらに、ドイツとタイに在留しているタイ人女性の移住に関する研究を重ねているが、ドイツや日本に移住する前のタイ人女性について、もともと農村出身者が多いこと、このことは女性たちが独自に外国への就労や移住の手配をするのではなく、渡航手続きを行うブローカーの介入の可能性が高いこと、外国に移住する前に、出身地から近隣の町へ、そしてさらに大きな都市へと数回の移住を重ねていると指摘する(Ruankaew 2009:83)。とくにタイ国内で性産業の経験がある女性が出国前に働いていたのは、性産業が盛んな場所、たとえばバンコク、パタヤ、マレーシア国境の南部の都市だった(Ruankaew 2009:84)。そして、国内移住の要因として、近隣に進学先となる教育機関がないために教育目的の移住、よりよい収入を目的の移住、そして家族など近親者との関係破綻がきっかけで他地域に移住、の3つを挙げている(Ruankaew 2009:88-89)。

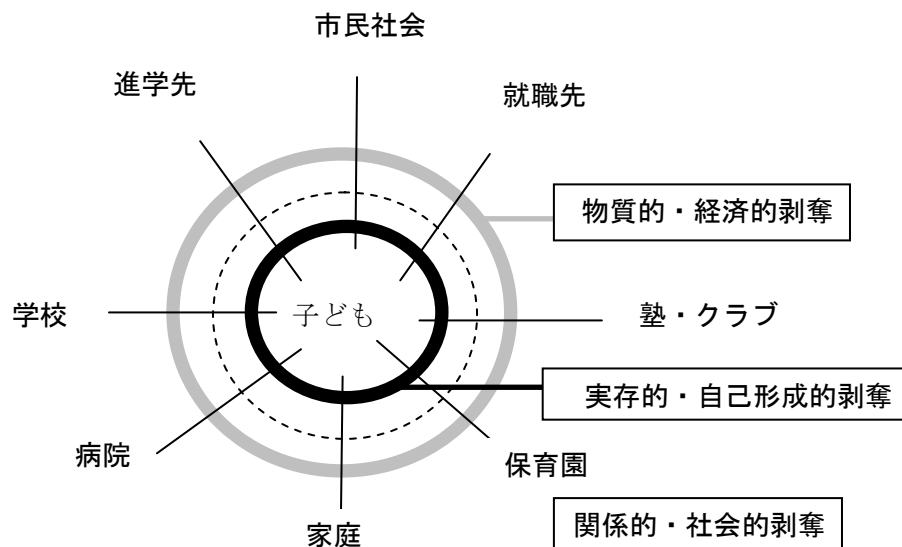
日本に移住したタイ人女性の出生地がタイ東北部やタイ北部の農村出身者に多いこと、来日前に性産業に従事した経験のある女性が少なくないこと、移住の要因が経済的な要因だけでなく、家族など近親の人間関係の破綻にあることは、かねてより指摘されていた(ポンパイチット 1990、Human Right Watch 2001、齋藤 2003)が、ルアンケーオの日本とドイツの比較研究により、タイ人の日本への移住女性の背景は日本の移住滞在先の要因だけでなく、タイ側の国内移住の要因と密接に関わっていると推測されよう。このことは、ドイツで減少することなく毎年増加するタイ人女性と子どもの呼び寄せの移住パターンは、日本でも今後も踏襲されると推測される。

4. 子どもの貧困

(1) 物質的・経済的剥奪—关系的・社会的剥奪による日本の子どもの貧困

日本では1990年代後半から社会的格差の拡大と貧困の深化、雇用の不安定化、生活のゆとりのなさの実感、とともに公的責任が後退する社会福祉政策への危惧などを背景に社会的格差や容認できない貧困の課題が議論の対象となりつつある(松本 2008:16)。子どもの貧困と、は生存のための食糧や物資が欠乏するという物質的・経済的剥奪を意味するだけでなく、実存的・自己形成的剥奪や多種多様な人間や関係機関や活動とのつながりから疎外される关系的・社会的剥奪の3つの次元における剥奪の相互連関の中で、生活の規定をなす諸条件や諸能力を奪われる複合的剥奪を意味している(岩川 2009: 15-16)。

図表 2-10 複合的剥奪としての子どもの貧困

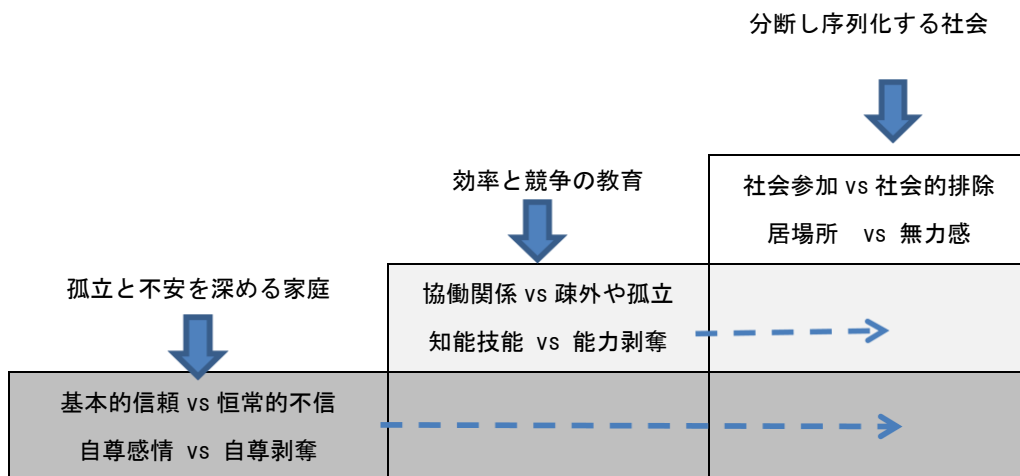


(出典) 岩川 (2009: 16)

具体的には、家庭、保育園、学校、病院、塾・クラブ、進学先、就職先、市民社会などといった関係機関や人間関係や活動のつながりである。こうした機関や活動へのつながりが絶たれている、もしくは絶たれる危険性があることが、子どもの貧困状態でもある。

また、岩川は、人間の自己形成において乳幼児期、学童期、青年期などそのつど自己の必要性や権利や力を尊重されるような他者からの承認を不可欠であるが、本来得られるべき承認が得られない子どもは、自己自身の中に心理的かつ倫理的な傷つきを抱えること、生活の全方位から関係を疎外される子どもの複合的剥奪は、承認不全を積もらせ、自己形成の重層的な傷つきをかたちづくる、としている(岩川 2009:16)。

図表 2-11 重層的傷つきとしての子どもの貧困



(出典) 岩川 (2009:16)

(2) OECDの子どもの貧困に関する国際比較

しかし、子どもの貧困の課題は日本だけでなく、ヨーロッパ諸国を中心として日米を含めた先進国 30 カ国が加盟する国際機関 OECD (経済協力開発機構) でも注目されている。ユニセフのイノチェンティ研究所の調査研究報告書『An Overview of child well-being in rich countries (子どもの貧困—豊かな国における子どものウェルビーイング)』では、「物質的 (経済的)」、「健康と安全」、「教育」、「家族および人間関係」、「行動とリスク」、「主観的」の 6 項目でそれぞれのウェルビーイングの各国比較調査の結果と分析を記している。

同報告書において日本のデータは十分ではないので各国調査が不十分な部分はあるが、「主観的ウェルビーイング」の項目において、「15 歳時のウェルビーイングに関する否定的なコメント」として、「自分はアウトサイダーもしくは疎外されていると感じる」「自分は困った存在で居場所がない」「孤独である」という自己の否定感情の国際比較の項目で、日本の回答は全項目で第 1 位、そして第 2 位の国の回答の 3 倍という結果だった (UNICEF 2007: 37)。この結果を見る限り、日本の 15 歳という思春期・青年期の子どもたちにとって、「自己肯定感」が少なく、疎外感や孤独感を感じており、それらを解消する人間関係や居場所を求めているのではないかと推測することができる (齋藤 2010a:43)。日本の青年期の子どもの関係的・社会的な剥奪による貧困が進んでいるとも推測することができる。

同報告書は、一般的な国別比較であり、その国に居住する外国籍や移住者の子どもについての言及はない。齋藤は在日タイ人移住者とその子どものウェルビーイングをユニセフ調査の 6 項目について新たに調査、分析をした (齋藤 2010a)。その結果、外国籍の親をもつ子ども、つまり移住者のこどもたちの福祉、精神的健康などを示すウェルビーイングは、子どもを対象とするだけでは実現できず、日本社会の中で周縁化されている親世代の生活課題へのアプローチの重要性を指摘した。

子どもの権利条約では、「家族が社会の基礎的な集団として、並びに家族のすべての構成

員とくに児童の成長および福祉のための自然な環境として、社会においてその責任を十分に引き受けられることができるよう必要な保護および援助を与えられるべきである」と前文にある。家族の役割は、子どもの権利が行使されるような責務を負っているが、それだけでなく、「社会においてその責任を十分に引き受けられることができるよう必要な保護と援助」が必要とされている。

5. 多文化共生

(1) 日本における多文化共生の推進

多文化を背景とした住民が増え、さまざまな生活課題を抱えている中、政府はどのように対応してきたのだろうか。

これまで出入国管理および外国人登録といった管理中心だった日本の外国人政策に、在住外国人の生活支援および共生を推進する政策が加わったことには意義がある。また外国籍住民や外国につながりをもつ人々が、地域社会で生活し、子どもも大人も含めてその能力の開花を促す目的も併せもつとすれば、日本型社会統合もしくは社会的包摂策であると見なすことも可能であろう。しかし、この多文化共生の定義からは、増加する在住外国人と共に活力ある日本社会を創成していこうという積極的な意志を読み取ることは難しい。移民研究者の樋口は、多文化共生という概念や含意が十分に検討されていないこと、十分に検討されない多文化共生概念は歴史的経緯を隠蔽する機能を果たすこと、また「共生」を政治化されない限りで使用し、政治的な対立を避けていると指摘する(樋口 2010:5)。また、アンジェロ・イシは、外国人を受け入れる地域社会の意識啓発活動の多くが3つのF (Food「食」、Fashion「ファッション」、Festival「フェスティバル」や「祭り」)に象徴される一過性の国際交流イベントとなる傾向を指摘している³。

日本における多文化共生という概念と施策は、互いの文化的ちがいを認め合えるのか。また、本当に認め合おうとしているのだろうか。日本の近現代の歴史には、異なる文化習慣を差別的に排除し、「日本人」としての同化を迫る力学が横たわっている。明治時代にアイヌ民族固有の文化習俗、生業を厳しく禁止して同化を迫る「北海道旧土人保護法」でアイヌ民族を抑圧してきた(花崎 1996:95-103)。また、戦時中日本の植民地化した国や地域の人々にも日本語教育を始め、異なる文化習俗を排して同化を迫った。また、「日本に残留する旧植民地出身者とその子孫の人々を「見えない存在」として覆い隠し、日本に同化させると同時に抑圧する作用を果たした」(渡戸 2010:16)と、共生より同化傾向、同化しないものに対する排除の傾向が強い。同質でないことが差別や侮蔑の対象となる昨今の日本社会では、異質なものを排除する傾向に何らかの歯止めをかける必要がある。

国としての外国籍住民を受け入れるための移民政策や、差別や排除を除去する政策的な対応がないままに地域社会に丸投げされた形の多文化共生概念ではあるが、とくに外国籍住民が集住する地域では外国籍住民に対する支援の取り組みが民間団体を中心に行政を巻き込みながら進められているのも現実である。

(2) ドイツにおける多文化アプローチの失敗

2010年10月17日、ポツダムで開催されたキリスト教民主青年会議におけるスピーチで、アンジェラ・メルケルドイツ首相は「多文化社会アプローチは失敗に終わった。完全な失敗であった」と発言した。彼女は「互いの社会が隣り合って多文化社会を築くアプローチは失敗だった。移住者はドイツの法律を遵守するだけでなくドイツ語を使いこなす必要があった」と述べた。

ドイツでは1980年代の終わり頃から、この移民政策における多文化主義が議論されてきたが、保守派の政治家はこの多文化主義のコンセプトを受け入れていなかった。なぜなら多文化共生はエスニックグループと経済的に不利益を被っている者たち、もしくは文化的支配や価値の喪失を唱える者の間で衝突を起こしかねないと考えたからだった。とくに保守リベラル派は、ドイツに多く居住する多くのイスラム教徒は西洋の価値を受け入れないだろうと主張していた。また2000年以降、移民および移民の子弟の教育格差と職業選択等における労働市場での不平等が明らかになり、ドイツ語能力の低さがその根本的原因として広く認識されていた（金箱 2010：3）という背景もあった。ドイツでは「多文化主義社会」は多様な社会、出自、国籍、言語、宗教の違う人々と共に生きるという政治的で大衆迎合的な意味で使用されるスローガンであった。

メルケル首相のスピーチは、こうした「多文化社会」の問題点を明示していた保守派の主張を支持するものだった。労働移民を積極的に受け入れてきたドイツでは、移民の背景をもつ人々が人口の20%に近づいたが、多数派住民との間に格差が存在し、交流も少ないため、移民の社会統合を積極的に推進している（金箱 2010：3）。メルケル首相の発言は、もはや多文化社会を推進させるのではなく、社会統合政策を推進するのだという強い決意を表明していた。

ドイツでは2007年に開催された第2回統合サミットにおいて社会統合策である「国民統合計画」が策定されている。この「国民統合計画」の特徴は幼少時から社会人になる直前の職業教育まで、ドイツ国民と移民もしくは移民の統合をはかる一貫して「(言語)教育による統合」教育を基本としている。幼少期の教育は、幼稚園と保育所が一体化した乳幼児児童保育統合施設や、学童保育所、こどもの家などさまざまな施設でドイツ語教育が実施されている。新しくドイツに移住すると語学講習を受講しなければならない語学講習は、連邦政府や難民庁が認可した市民大学や語学学校などで基礎コース300時間と発展コース300時間の600時間である。講習の終了時にはテストが課される。またオリエンテーション試験も実施される。語学とオリエンテーション試験で合格した後統合講習完了の証明書が獲得できる（金箱 2010:68）

また、ドイツ語教育だけでなく、希望者に対して母語教育が、①移民コミュニティ主催、②移民の出身国の領事館主催、③各州の教育当局によるもの（単位なし）、④各州の教育当局によるもの（単位あり）において実施されている。基礎学校では母語教育、中等教育では補完教育か選択必修科目として行われることが多い。母語教育は認識と思考の基礎を作

り、話者のアイデンティティを確立し、人格形成に役立つ言語能力を促進する（金箱 2010:73）。とくに母語教育は、子どもの実存的・自己形成的な成長を促進すると言えるだろう。

母語教育は選択制なので移民の子どもたちが必ず受講する制度になっていないこと、ドイツ語を習得しなくても生活に困らないコミュニティにどのようにドイツ語教育を課していくのか、などの課題はあるが、スポーツやメディアなども通して社会統合政策は今後も進められていくだろう。

図表 2-12 ドイツの社会統合

背景の事件や社会事象	推進の根拠となる計画など	「国民統合計画」の主な内容
・ネオナチによる外国人襲撃事件 ・ベルリンのリュトリ期間学校事件(2006) ドイツ住民と移民の格差が拡大している	2005 移民法成立 2006.7 首相が第1回「統合サミット」を開催。 2007 第2回「統合サミットにおいて社会統合策である「国民統合計画」を発表	①移民向け統合講習の改善 ②幼少期からのドイツ語教育 ③良質な教育と職業教育の確保 ④女性、少女の生活状態改善と男女同権の実現 ⑤現場での統合の支援
基本認識	これまでの統合の問題点（連邦政府）	⑥文化と統合 ⑦スポーツを通じた統合 ⑧メディア ⑨市民的参加と平等な関与
「教育が社会的、文化のおよび経済的統合の鍵で、ドイツ語の習得がその重要な前提である」	・移民の子どもたちの教育の低迷 ・ドイツ語習得支援の欠陥	

（出典） 金箱（2010： 65-66）より齋藤百合子作成

（3）韓国における多文化家族支援政策

韓国における国際結婚が全体の婚姻数に占める割合が、2000年の3.5%から2009年には10.8%に急増し、2009年現在では18万1671人の国際結婚移住者のうち女性が89.1%にあたる16万1999人を占めている。結婚移住女性の国籍はベトナム、フィリピン、カンボジアなど東南アジア出身者が多い。韓国では、2006年から政府が率先して積極的に移民の社会統合政策を掲げている。2007年に在韓外国人の待遇基本法を定めたほか、国際結婚を仲介する斡旋業者を管理規制する結婚相談所の管理に関する法律（2008年）、多文化家族支援法（2008年）を成立させ、地方政府において多文化家族支援センターなど相談機関を含むサービス提供機関を設置している⁴。多文化家族支援センターにおける支援サービスは、就業におよび心身の健康、暴力、人間関係、子育てや教育、韓国語や文化適応に関する相談と支援となっている（金、2007：70）。

図表2-13 多文化家庭のための支援サービス利用実態

	全体		中国朝鮮族		その他外国人	
	有り	無し	有り	無し	有り	無し
職業訓練、就業相談、就業斡旋（629名）	12.9	87.1	7.2	92.8	18.8	81.2
相談（悩み、葛藤、精神健康）（638名）	9.7	90.3	8.1	91.9	11.5	88.5
薬物（アルコール）相談（610名）	4.4	95.6	1.6	98.4	7.4	92.6
虐待もしくは家庭暴力相談（613名）	7.5	92.5	6.6	93.4	8.4	91.6
夫婦関係及び家族関係教育（644名）	8.6	91.4	2.4	97.6	15.0	85.0
児童のため父母相談及び教育（633名）	8.5	91.4	3.0	97.0	14.3	85.7
韓国語及び文化適応教育（689名）	22.4	77.6	7.6	92.4	36.6	63.4

（出典）金（2007：70）、宋隱營（2010：103）

定住外国人対策に関して日本と韓国を比較すると、急増する在韓外国人（国際結婚による移住女性を含む）の社会統合を目的とした多文化共生政策を中央政府主導で実施している韓国に比べ、日本では総務省が多文化共生推進プログラムの提言をし、国レベルの研究会を開催しているが、地方自治体主導で実施している。

日本では2007年に「多文化共生推進に関する調査報告書」が発行された他、日本人の父親の子どもの日本国籍取得が可能になった国籍法や、戦後50年続いてきた外国人登録制度を廃止し、定住外国人を住民基本台帳に掲載して住民サービスを充実させるための法改正が2009年に実施され、3年後（2012年）の完全施行を目指している。

図表 2-14 定住外国人対策の日本と韓国の比較

	韓国	日本
特徴	中央政府主導の多文化家族支援、地方政府での具体的な施策	多文化共生推進プランの策定 地方自治体中心
法律	在韓外国人の待遇基本法（1997） 結婚相談所の管理に関する法律（2008） 多文化家族支援法（2008）	入管法改正（2009） 住民基本台帳法改正（2009） 国籍法改正（2008）
定住外国人に対する主要政策	女性結婚移民者の家族および混血人・移住者の社会統合支援法案（2006） 多文化家族支援改善の総合対策（2009） 多文化家族の生涯周期に合わせた支援の強化対策（2008） 第一次外国人政策基本計画（2008）	日系定住外国人施策に関する基本指針（2010） 定住外国人支援に関する対策の推進について（2009） 定住外国人支援に関する当面の対策について（2009） 定住外国人施策ポータルサイト（内閣府） 多文化共生推進に関する調査研究報告書（2007） 多文化共生推進プログラムの提言（2006、総務省）

（出典）韓国の部分はキム・ヨンジュの「急増する女性結婚移民と韓国社会の対応」配付資料を参考にし、齋藤百合子が作成

韓国の多文化政策の進展を見ると、多文化共生の概念は、ドイツのように民族同士のコミュニティの自助はやアイデンティティを促進する多文化共生・多文化主義が破綻しているにもかかわらず、明確な政策のもとに社会政策が策定されるのであれば、多文化共生政策は移住者の社会統合を促すことがわかる。

Ⅲ. 先行研究の分析

1. 移住女性と子どもの生活課題

移住女性と子どもに関する先行研究からの知見を以下に記す。

(1) 健康

①母子保健

移住女性と母子保健の関係は、移住女性が日本語を理解しているか、また正規の在留資格を有するか否か、周囲に支援者があるかなどが、情報や関係機関にアクセスが可能となるかが関連している。次のような事例が先行調査研究で散見された。

「日本で子どもを出産したが、日本語をよく理解できなかったために、退院後、子どもに予防接種を受けさせることを知らなかった。数年後に予防接種を受けさせたとき、接種料補助期間は過ぎていたので、実費で接種しなければならなかった」(齋藤 2010a: 28)、「新型インフルエンザに関する正しい情報を、自分がわかる言語で得ることができない」(齋藤 2010a: 29)、「子どもが就学前に心臓病に罹患していることがわかった。しかし在留資格がないまま働いていたので、高額な医療費がかかる。勤務先の社長に相談したところ、社長や同僚の支援で在留資格を得ることができた。それからは、医療助成を受けることができるようになった」(齋藤 2010a: 28)、「日本人男性と婚姻したが、特別在留許可が下りない時期(超過滞在)に、子どもが肺炎になり入院し、健康保健を適用できなかった」(齋藤 2010a: 28)。

②思春期の少女の健康

親自身が日本語や日本の精神的疾患の医療システムを理解していない、また親自身が信頼感をもって人間関係を構築することを切断されるような過酷な経験に過去に遭遇している可能性もあり、入院加療が必要な「思春期の娘の精神疾患の発症および治療方針を、親が理解、容認できない」(齋藤 2010a: 28)という事例もあった。この事例の場合、娘の治療のために親を説得するだけでなく、親に対する精神的なアプローチとサポートが必要であった。

③若年の妊娠

避妊の方法をきちんと認識していないために、16歳でガールフレンドを妊娠させてしまった少年の事例もあった。この少年は、高校を中退し、仕事も途中で退職していた。家族の結束は固いが、退学や退職の件は、親しい姉にも相談しなかったという。思春期で精神的にも、社会的・経済的にも居場所が不安定な少年は、精神的な居場所をガールフレンドに求めていたのかもしれない(齋藤 2010a:40)。

(2) 子どもの教育

移民の子どもの教育については、文部科学省が「日本語学習が必要な外国籍の児童・生徒」、大学などの研究機関は「外国につながる子どもたち」などにとらえ、日本語学習や教科学習支援などの実践と研究が進められている。ここでは、財団法人かながわ国際交流財団（以下、かながわ国際交流財団）の「あーすぷらざ外国人教育相談報告書」（2010）の課題別分類にしたがって、先行する実践や研究からの知見をまとめる。

1) 制度的な課題

外国籍の親をもつ、もしくは外国につながる子どもの教育の制度的な課題とは大きく分けて、①学齢が超過している子どもの中学への中途入学、②高校進学などの課題が挙げられている。

①学齢超過

学齢超過とは、満15歳の3月31日で義務教育が終わる年齢（学齢）と規定されているにもかかわらず、満15歳の3月31日を過ぎた学齢が超過した子どもの義務教育未終了者の教育課題である。外国籍の母親が、母国に残してきた子どもを呼び寄せるとき、子どもが13歳、14歳になっていて、日本語を習得させてから中学課程に入学させようとしても、中学校入学は難しいことがしばしばある（かながわ国際交流財団 2010:17）。14歳で中学教を終える前に日本に来日したタイ人の少女が、高校レベルでの日本語や学習理解に不安があること、また家族の家計を助ける必要があったために、高校進学をあきらめていた（齋藤 2010a）事例がある。

②高校進学

高校進学の課題とは、小学校・中学校が義務教育であることと違って、高校は受験に合格した者が入学できるという制度を親が理解せずに、小中学校と同じように自動的に進学できるものと勘違いしていることや、日本に滞在している期間が短く受験する日本語力や学力にハンディがあるなどの課題がある。それぞれの県教育委員会は、日本の滞在期間が短い公立高校受験生に対して何らかの支援策を講じているところもある（かながわ国際交流財団 2010:22）。

そのほか、高校に入学したものの、学力や級友からの疎外（いじめ）など人間関係の困難から中途退学（ドロップアウト）してしまった若者が、将来の夢や希望をもち、それを実現するための職業訓練や自己啓発していけるような社会的資源や居場所がない（齋藤 2010a:33）。

2) 教育の質にかかわる制度的課題

教育の質にかかわる制度的な課題は、①日本語の初期指導、②学力確保、③特別支援教

育を挙げることができる。

①日本語の初期指導

呼び寄せの子どもたちが来日した当初は、日本語の初期指導が必要であるが、これらの日本語の初期指導は児童生徒支援の加配教員や日本語指導等協力者が派遣（栃木県）されて、「国際教室」（神奈川県）を開催することがある。しかし、日本語の初期指導のための指導者・担当者がどのような条件で要請するかは、各県の判断によってまちまちである。また、日本語の初期指導支援は、外国籍の児童生徒に限定される⁵ことも多く、日本国籍を持っているが、母の母国と日本の在住を交互に繰り返していたり、日本語を話せても読み書きなどが難しい日本国籍保有者などへの対応は手薄である。

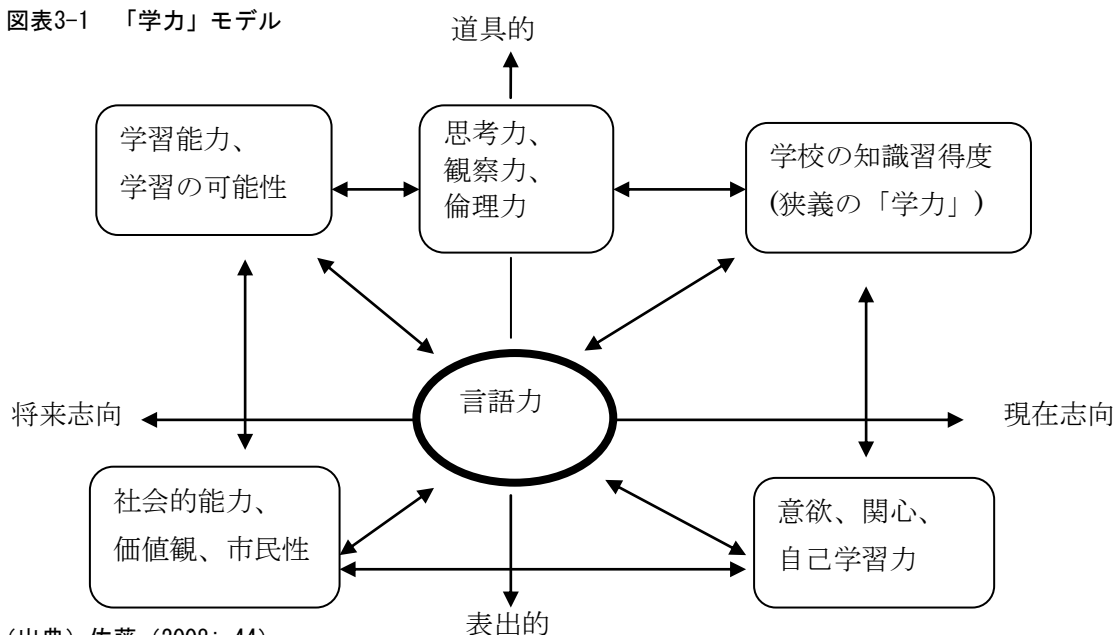
ドイツやスウェーデンなど欧米諸国では、移住してきたばかりの移民（大人と子どもを含む）に対して、ドイツでは 600 時間のドイツ語、スウェーデンでは 400～600 時間のスウェーデン語などその国の国語を習得するための学習が義務づけられている。（齋藤 2010a:31）こうした学習は学校教育の中だけで実施するのではなく、行政が地域の民間団体に委託して実施されることも多い⁶。

②学力確保

日本の学校は学齢主義であるため、その学年毎の学力がつかなくても進級が可能である（かながわ国際交流財団 2010:32）。しかし、外国につながる子どもが日本語で学習することを支えるだけでなく、クラスのすべての子どもたちの学力を確保していくことは、思考力や観察力、論理力を鍛え、意欲や関心、自己学習力を促進することにつながるために重視すべき点である（佐藤 2008:44）。

そのほか、言語が未発達なうちに言語環境が変わり、その差異に適切な言語教育が受けられないことで、母語（第 1 言語）も第 2 言語も中途半端になることを「ダブルリミテッド」というが、「勉強ができない子」とみなされたり、学習障害や発達障害を疑われたりする（かながわ国際交流財団 2010 : 30）。

図表3-1 「学力」モデル



(出典) 佐藤 (2008: 44)

(3) 親の困難

こどもの教育に携わる親の困難についても先行研究から得た知見は、①親と学校教師との日本語の理解力不足、②母国の学校教育スタイルの違い、③経済的原因、④親子のコミュニケーションギャップである。

①親の日本語の理解力不足

「子どもの教育にもっとかかわりたいと思っているが、日本語での学校からのお便りが読めない。夫が学校からのお便りに目を通すが、学校行事に参加するでもない。何が書かれていて、何が起きているのか夫は説明してくれない。子どもの教育に関わりたいが、店も経営しているし、どのように関わってよいのかわからない」(齋藤 2010b) など、日本語の理解不足、夫婦間のコミュニケーションの欠如などが子どもの教育に対して関心を低くする要因となっている。そのほか、日本語がわからないために、奨学金や低所得者を対応とした就学援助制度を知らず、制度にアクセスできないシングルマザーがいた(齋藤 2010a:26)。この女性は、子どもが通う中学校に対してわからないこと、疑問点をしばしば学校側に訴えていたにも関わらず、彼女をサポートするような信頼関係は学校と彼女に間に構築されていなかった。

②母国の教育スタイルとの違い

日本の学校では、参加を要請される学校行事や弁当を作る機会が多いことが、外国籍の母親たちを困惑させている。また、こうした行事でわからないことがあったときに気軽に聞いたり、相談したりできる友人もいないことが多く、親は孤立したままになってしまう

ことがある。さらに、PTA の人間関係も困惑が大きい。

③経済的な側面

2010 年のこども未来財団における調査研究では、シングルマザーの家庭では、厳しい家計を助けるために中学生の男児が帰宅するとほぼ毎日近くにスーパーマーケットでアルバイトしていたり（齋藤 2010a:26）、高校を卒業したばかりの 17 歳の少女が家計を助けながら専門学校に進学するための学費を稼ぐために弁当屋でアルバイトしていた。この少女は高校時代に母親に呼び寄せられてタイから来日し、高校に編入したため、進学のためには日本語による受験勉強も必要だが、時間的、経済的、身体的な余裕はなかった。（齋藤 2010a:40）

④親子のコミュニケーションギャップ

母親の出身国に残してきた子どもを呼び寄せる場合、子どもがすでに思春期を迎えていると、親子の間で言語のギャップ以上にコミュニケーションをとって互いの意志を通わせることが難しいことがある。子どもにとっては異文化での適応を余儀なくされて不安なときに、呼び寄せた母親が時間的、経済的な余裕をもって子どもに接することができないときに、コミュニケーションギャップは拡大する。（齋藤 2010a:36）。

（4）学びを支える教育環境の課題

子どもにとって学校は安心して学べる環境が必要である。しかし、その安心して学びを支える教育環境を疎外する課題は、学びを支える教育の課題を、①いじめ、②教員・学校の体制、③母語・母文化継承教育が挙げられる。

①いじめ

外国籍の親をもつ子どもが遭遇するいじめには、子ども自身の名前や肌の色、日本語の発音などが「日本的ではない」異質であることに不寛容なこと、外国籍の親に対する偏見（「化粧が濃い」、「日本語の発音が変」など）が原因となること、などが「いじめ」を誘因している。「いじめ」を受けた子どもは、担任教師に訴える、無視してやり過ごす、暴言を言う子どもに暴力をふるう、不登校となるなどの反応が見られる。

②教員・学校の体制

「いじめ」が発生した時の担任教諭や学校の対応が、個人によって差がある点が指摘された。また外国籍の親からは、「いじめ」が発生したときの学校側の早期の介入や、学校側が「いじめられる子」と「いじめる子」双方の態度が変容するような人権を基調とした講習開催などが要望として上げられた（齋藤 2010a:54）が、多文化を背景にした子どもたちの適応に対する教員や学校側の理解や対応策に関する情報やスキル習得が不足してい

る。また、対応しようとする教員は個別に情報にアクセスし、スキル向上を目指す、教員個人に負担がかかってしまっている。こうした状況を改善するために、教員養成課程に多文化の子どもを理解するカリキュラムを入れたり、学校組織として対応するための講習などが望まれる。

③母語・母文化継承教育

母語・母文化継承教育の実施は、母国の良き習慣や伝統を継承できること、子どもたちが自分のルーツを知り健全なアイデンティティを促進することが、タイ人の移住女性らに認識されている（齋藤 2010a:53）。スウェーデンでは移民に対して母国語教育の他に母国語教育も制度化されているという（児玉 1992:125）しかし、現在、日本の公立の学校教育の中では移住者の子どもたちの母語・母文化継承教育に関する制度的な対応は実施されていない。

（5）支援体制—社会資源

日本語教育支援、学習支援は、学校教育だけでなく、地方自治体や地域での民間団体・民間グループによる支援が広がっている。栃木県宇都宮市では、タイ人有志によって設立された「デック・タイ（タイの子ども）グループ」という団体が、毎週末に日本語学習支援と学習支援のほか、母語・母文化継承などに取り組んでいる。最近ではタイ人の子どもだけでなく、国際結婚で来日したタイ人女性や中国人女性も日本語学習に加わっている（齋藤 2010a:49）。しかし、民間グループによる自主的な支援は、資金的、支援内容の質の向上と維持、支援人員確保という側面の不安定さを抱えている。

1) 人間関係

移住女性とその子どもが遭遇する人間関係に起因する課題は、①家族間の人間関係、②地域社会や職場での人間関係、③暴力、に関する知見がある。

①家族間の人間関係

家族間の人間関係は、子どもの呼び寄せなど家族の統合に起因する課題と、離婚など家族の分裂に起因する課題に分けることができる。

家族の統合に起因する課題とは、「呼び寄せた子どもが思春期に入っており、日本に先に移住していた実母との間のコミュニケーションがとれない」「離婚した母親に新たな恋人ができ、子どもは疎外感を感じる」（齋藤 2010a:38）、「呼び寄せた娘と日本人男性の養父との間の性暴力を疑う」（齋藤 2010a:36-7）、「姑との同居に耐えられずに子どもを抱えて家出した」（齋藤 2010a:38）など、異なる文化や習慣、異なる言語による互いのコミュニケーションギャップが主要な要因となっている。

また、離婚など家族の分裂に起因する課題とは、子どもが孤独感を感じたり、離婚によ

って母親がシングルマザーとなることで長時間労働や夜の勤務などをするようになることで子どもの孤独感は増幅する。「親が家にいないから、夜はつい友達と遊びに行ってしまう。母に家に早く帰ってきてほしい」（齋藤 2010b）と吐露する 16 歳の少年もいた。

②地域社会や職場での人間関係

「いじめ」が発生するのは学校など子どもの世界だけではない。子ども 2 人がいるオーバーステイのタイ人家族は、夫の職場での誠実な勤務態度等によって特別在留資格を得ることができたが、職場の社長に厚遇されることに妬みをもった同僚から住まいに夜、放火された。家族は無事だったが、家財道具の一切を失うなどの被害にあった（齋藤 2010a:37）。タイ人の自助組織である在日タイ人ネットワーク（Thai Network in Japan=TNJ）では、とくに 10 代の若者が日本の習慣をよくわからないので、文化摩擦、言語、習慣などで疎外される。言葉がわからないと問題を解決する手段が限定される。問題が解決できないと精神的な問題を引き起こし、違法行為を行ってしまうこともある」と、10 代の若者の売春や麻薬などの犯罪行為の防止の必要性が指摘されている（齋藤 2010a:53）。

③暴力

フィリピン人やタイ人など移住女性が一度は日本人男性と結婚し（もしくは同棲し）、子どもとともに暮らした後に離婚に発展する背景には、家庭内暴力（DV）が原因であることが少なくない。移住女性に対する暴力は、身体的な暴力の他に、文化や社会的背景に基づく蔑視や法的地位（日本人の配偶者という在留資格）の弱みにつけこむものであったり、生活費を渡さない（経済的暴力）、同国人の友人との交際を禁止したり、望まない性行為を強要するなどが報告されている（カラカサン 2010:12）。

日本人父親から母親への暴力を目撃したり、直接暴力をふるわれたり、また学校などで出身文化や自分自身のルーツに起因することで「いじめ」という暴力を経験した子どもは、「人間関係の構築が困難」（カラカサン 2010:21）になったり、自分の出身文化を肯定的にとらえられない。しかし、こうした虐待経験やいじめの経験に対するケアは公的機関ではおこなわれていない（カラカサン 2010:9）。

夫から妻への家庭内暴力は、暴力をふるわれた者の行き場が閉ざされていると感じたとき家庭内でさらに弱い立場に暴力をふるってしまう「児童虐待」の形をとることもあり（カラカサン 2010:12-13）、暴力の連鎖を裁つための施策が必要とされている。

2. ソーシャル・キャピタル（社会関係資本）

ソーシャル・キャピタルとは直訳すると社会的資本であるが、狭義の「道路、港湾、橋梁などのインフラストラクチャー（社会整備）」ではなく、社会をよりよく機能・維持させるための「社会の力」や「地域社会（コミュニティ）の力」、そのほか「信頼」とか「規範」または「ネットワーク」などでつながって、社会を良い方向に変えていこうとする社会組

織のことを指す（佐藤 2002:x）。ソーシャル・キャピタルという概念は、社会開発等を推進する開発分野では取り入れられている。日本への移住者の間でも、同国人の間のネットワークによって必要な情報交換をしたり、問題を抱えている仲間を助け合ったり、知識や技能を獲得し、それぞれの居住地における生活の質の向上を目指すグループやネットワーク組織が数多く生まれている（齋藤 2010a:45、吉富 2008）。

フィリピン人は、カトリック教徒が多いために、カトリック教会やキリスト教関係者との人間関係を基軸にしながら活動拠点を教会において、同国人自助組織が形成されることも多い。北九州地域では、韓国人オンマの会のほか、フィリピン人のネットワーク組織「日比フィリピン人協会 in 北九州」が2010年8月に結成され、夫からのDVと在留資格に悩む会員の支援なども行っているという⁷

日本に在住するタイ人がネットワーク組織「在日タイ人ネットワーク（Thai Network Japan、以下 TNJ とする）もそうしたソーシャル・キャピタルのひとつで、留学や研修、ビジネス、結婚、就労などさまざまな目的で日本に在住しているタイ人の生活の課題、健康や在留資格など法的な問題が発生したときに問題解決を支援する。TNJは、茨城、栃木、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、愛知、三重、静岡など主に関東、東海中部地方にそのネットワーク網があり、情報交換、自己研鑽の場、相互扶助・相互支援、社会貢献が活動のなかで行われ、母文化や言語・母国の伝統の保持に寄与しているほか、在日大使館を通じて本国からの精神科医やカウンセラーの派遣を受けるなど福利を得たり、移動領事館の協力を担うなどしている（齋藤 2010a:45、52）。

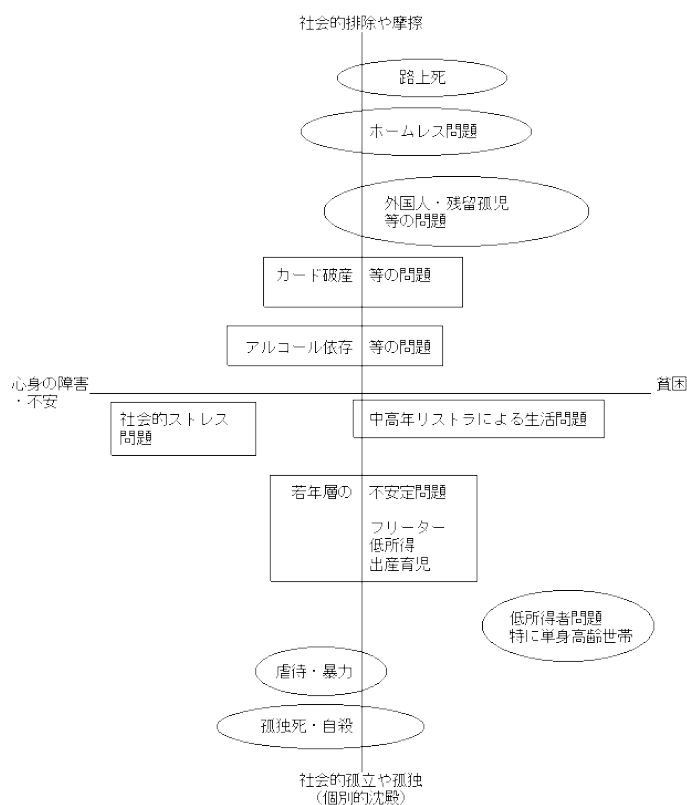
こうしたエスニック・マイノリティによる相互扶助的な活動およびコミュニティビジネスに発展するような活動は、「多文化共生」という日本型の社会統合政策の推進に有効な役割を果たす可能性が指摘されている（吉富 2008:87-88）。

3. 移住女性とその子どもをとりまく複合的な剥奪

社会的排除（social exclusion）そして社会的排除の克服としての社会的包摂（social inclusion）の概念は、社会格差が拡大し、社会不安を抱えるようになったEUでは、1990年代以降、社会政策の重要な課題となっている。EUの定義⁸によれば、社会的排除とは、「貧困や基礎的能力、また生涯を通して学ぶ機会が欠如し社会の周縁に追いやられたり、差別を受けているある特定の人々が、その結果として就業、収入、教育や研修の機会および社会およびコミュニティのつながりや活動の参加が制限されていたり、意思決定機関に対してアクセスできずに力がない状態であると自らが感じたり、日常生活に困難をきたすプロセス」としている。一方、社会的包摂とは「貧困や社会的排除の危機にある人々の経済的、社会的および文化的な生活において参加を促すための機会と必要な資源を拡充し、基本的な生活と福利を享受し、居住する社会への参加を果たすようにするプロセスであり、また社会的包摂は自らの生活や基本的な権利のための意思決定に参加することも含む」としている。

社会的排除と社会的包摂の概念は、日本でも非正規雇用の解雇や若年ホームレスの増加などの社会事象を背景に議論されるようになってきている。厚生労働省社会・援護局の『社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会報告書』（2000年）には、日本型社会的排除される人々を「社会的な援護を要する人々」と呼び方が改められているが、その対象に外国人も、ホームレス・残留孤児、カード破産者、アルコール依存者、若年層の雇用・生活困難者、被虐待・被暴力者とともに明記されている。とくに近年の経済危機以降、社会的排除のプロセスにある非正規雇用者の失業（外国人非正規雇用者は日本人非正規雇用者より先に解雇される傾向にある）、子どもの貧困、子どもの不就学など社会的排除が顕在化してきており、社会福祉的な対応ではなく社会政策としての包摂的な対応が求められている（日本学術会議 2009:5-6、湯澤他 2009:13）。

図表 3-2 現代社会の社会福祉の問題



※横軸は貧困と、心身の障がい・不安に基づく問題を示すが、縦軸はこれを現代社会との関連で見えた問題性を示したもの。

※各問題は、相互に関連しあっている。

※社会的排除や孤立の強いものほど制度からも漏れやすく、福祉の支援が緊急に必要。

（出典）厚生労働省（2000）

IV. 問題の設定

先行研究の知見から、日本における外国籍女性、それも男女比でかなりジェンダー格差のあるフィリピン人とタイ人女性が、日本社会で次世代の子どもを育てていくときに、さまざまな障害や困難、つまり「生きづらさ」に直面しているのではないかと考えられる。本研究では、異なる言語や文化、習慣の社会で、日本人男性と国際結婚した場合には社会的、経済的、政治的、身体的に非対称な関係性の中で、移住女性は社会的排除のプロセスに入っているのではないか、また移住女性の子どもは母親の「生きづらさ」を連鎖し、物質的・経済的な剥奪と関係的・社会的な剥奪という複合的な剥奪、つまり社会的排除が発生しているのではないか、との問いを立てる。

次に多文化共生という概念および施策は、社会的排除を克服する社会的包摂となり得るかを検証し、社会的包摂を実現するために必要なことは何かを考察する。

V. 調査の概要と方法

1. 調査の概要

本研究は福岡県を対象地域とする。そのためにまず福岡県と2つの政令都市、北九州市と福岡市における在留外国人を概観し、多文化共生を推進する施策を探る。その際、とくに重工業で栄え、外国人労働移民を受け入れて発展した経緯をもつ北九州市とドイツのエッセン市の多文化共生施策や韓国の多文化家族支援施策との比較検討を行う。

次に福岡県内に在住し、日本人男性の配偶者、かつ子育て経験があるフィリピン人女性とタイ人女性から、日本語の習得や就労などの生活課題と子育てに関する課題についてその経験や感想をインタビューして聞き取る。インタビュー内容を分析し、多文化共生施策を含めて考察し、結論を導く。

2. 調査の方法

本調査は2010年9月から2010年12月まで、筆者が合計4回（延べ10日間、日程は資料として掲載）福岡県を訪れ、共同研究者のドイツ在住のルアンケーオは1回来日・来福して実施した。被調査者は福岡県内に居住するリサーチアシスタントおよび福岡県にあるタイ政府観光庁の協力と被調査者による雪だるま式の紹介により県内（北九州市、福岡市、大野城市、筑紫野市、久留米市）に住む12人（フィリピン人6名、タイ人6名）の女性（11人が子育て経験あり）の対面インタビューを実施した。質問項目は、福岡県に移住するまでの経緯、家族に関すること（結婚や離婚、子どもの国籍や教育歴など）、日本語など日本社会への適応や障害、就労や将来の夢（女性自身と子どもにかける期待など）をおおまかにあらかじめ用意したが、インタビューを受ける女性が話したいことをオープンエンドに聞くという形の反構造的なインタビューを行った。また子育て等に関する個人的な情報に関する調査内容であったため、インタビューの前に被調査者に対して答えたくないことは回答しなくていいこと、本人を認識できる情報を掲載しないことを口頭で告げた。

子どもへのインタビューは断片的に実施した部分もあるが、子どもとの関係を築く時間が少ない、インタビューに関して親の許可を得ていない、子どもに対人面での障がいがあるなどの理由により、子どもからの直接インタビューは消極的にしか実施していない。本稿の子どもに関する聞き取りは主に親および子どもをめぐる関係者からの見方に依っている。

VI. 調査結果

1. 福岡県の登録外国人

(1) 福岡県の位置

福岡県は、日本の南西に位置し、韓国や中国、台湾など東アジアやベトナムやタイなど東南アジアに地理的に近接している。現在は、貿易などビジネスや学术交流、そして観光客や留学などモノの往来や人の移動と移住がグローバル化の進展に伴って活発化している。

図表6-1 東アジア地域における福岡県の位置



(出典) ©2006-2011, Sankakukei, InoueKeisuke. http://www.freemap.jp/asia/asia_kouiki_east.html

(2) 登録外国人数

福岡県に外国人登録をして在住している外国籍の人々は、5万2172人で、2010年3月31日時点の福岡県人口503万8574人の1%である。2009年の外国人登録者数を都道府県別に見ると、福岡県は2008年の13位から順位を上げて12位となった。上位12位までの県が大都市を抱える東京都、愛知県、大阪県、神奈川県のほか関東から関西までの太平洋ベルト地帯地域および岐阜県、長野県など中部地域の県で占められているため、中国地方と九州地方の中では外国人登録者数をもっとも多い県である。また2008年のリーマンショック以降の不景気の影響で、工業地域での外国人労働者数が減少している中、福岡県は前年比102.3%で登録外国人数が増加している。登録外国人数の伸び率では千葉県、東京都に次いで第3位である。また、登録外国人数を男女比で見ると、若干女性の増加率が男性よりも高かった。

表 6-2 都道府県別在留外国人 単位：人

2009	2008		2009 年			伸び率 2009/2008		
			男女計	男性	女性	男女計	男性	女性
1	1	東京	415,098	196,607	218,491	103.1%	102.7%	103.6%
2	2	愛知	214,816	102,580	112,236	94.0%	91.9%	96.1%
3	3	大阪	209,935	98,929	111,006	99.1%	98.3%	99.9%
4	4	神奈川	173,039	81,804	91,235	100.7%	99.4%	101.8%
5	5	埼玉	123,600	55,926	67,674	101.7%	101.0%	102.3%
6	6	千葉	115,791	51,374	64,417	104.1%	104.2%	104.0%
7	8	兵庫	102,059	47,943	54,116	99.5%	99.4%	99.7%
8	7	静岡	93,499	45,521	47,978	90.5%	88.0%	93.1%
9	10	茨城	56,362	27,252	29,110	100.2%	88.0%	100.3%
10	11	京都	52,998	24,850	28,148	99.69%	99.0%	100.3%
11	9	岐阜	52,241	22,716	29,525	90.74%	88.6%	92.5%
12	13	福岡	52,172	24,713	27,459	102.37%	102.1%	102.6%
13	12	三重	49,087	24,174	24,913	92.49%	91.5%	93.5%
14	14	群馬	44,906	21,541	23,365	93.58%	91.3%	95.8%
15	16	広島	41,352	19,662	21,690	97.93%	83.3%	98.8%

(出典) 法務省入国管理局 在留外国人統計 2009年

(3) 在留資格

福岡県在住の外国人を在留資格別に見ると、いくつかの特徴がある。

第1に外国籍住民として韓国・朝鮮籍の人々そのうちの多くが戦前・戦中・戦後の時期から住んでいた、いわゆるオールドカマーと呼ばれる人々が多いことである。2009年の統計⁹では、特別永住者数は1万5187人で、県内外国籍住民の約3分の1の29%を占めている。しかし、特別永住者らの高齢化や帰化などによりその人数は年々減少し、2007年までは圧倒的に数の上で優位を保っていた韓国・朝鮮籍の人々を2008年には中国籍住民数が上回った。

第2に、「永住者」「定住者」「日本人の配偶者」の在留資格をもつ登録外国人数に見るように、留学や就学の一時的滞在ではなく、日本に定住および永住傾向にある人々が、全体の25%を占めるようになったことである。これらの定住・永住を示す在留資格者の合計は福岡県でもっとも多い在留資格の特別永住者に次ぐ。

第3の特徴は、留学生と就学生の割合が多いことである。全体では「留学生」と「就学生」は23%である。2009年の留学在留資格での登録外国人数は前年度比111%、そして就学の在留資格での登録外国人数は前年度比115%と伸びている。

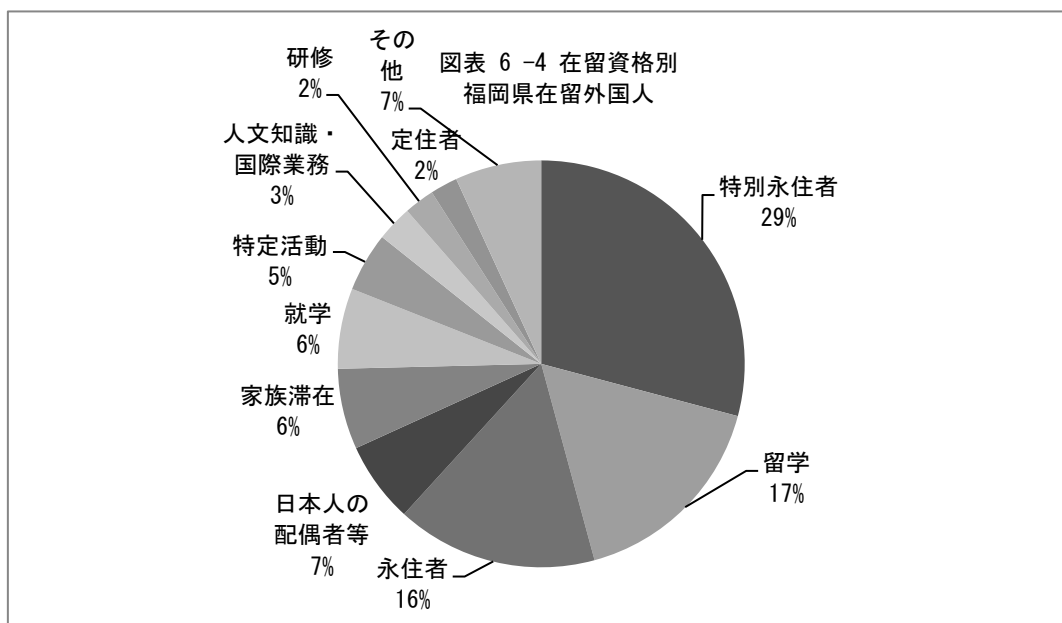
このことは、福岡県に住む外国人は特別永住者を含めて、定住・永住の人々が多くなっ

たということ、福岡県で暮らし、家族をもち、次世代の子どもが育つ環境になりつつあることを示している。

図表 6-3 福岡県 在留資格別 登録外国人 単位：人

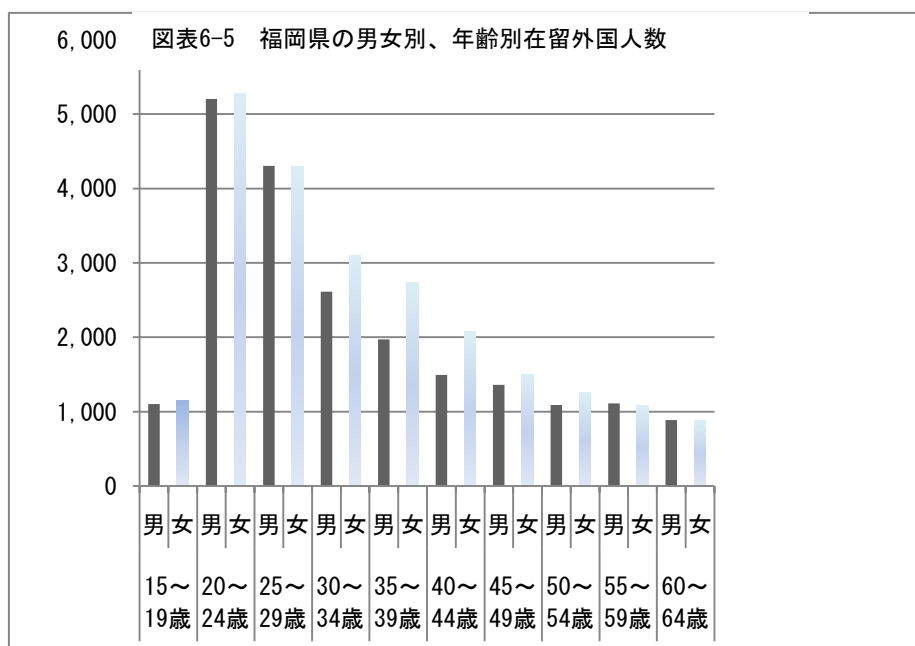
順位			2009 年	2008 年	伸び率
2009 年	2008 年	合計			
1	1	特別永住者	1,5187	1,5587	97%
2	2	留学	8675	7802	111%
3	3	永住者	8341	7704	108%
4	4	日本人の配偶者等	3350	4521	95%
5	5	家族滞在	3341	3186	104%
6	6	就学	3332	2892	115%
7	7	特定活動	2452	2207	111%
8	9	人文知識・国際業務	1479	1498	98%
9	8	研修	1259	1812	69%
10	10	定住者	1133	1147	98%

(出典) 法務省入国管理局 在留外国人統計 2009



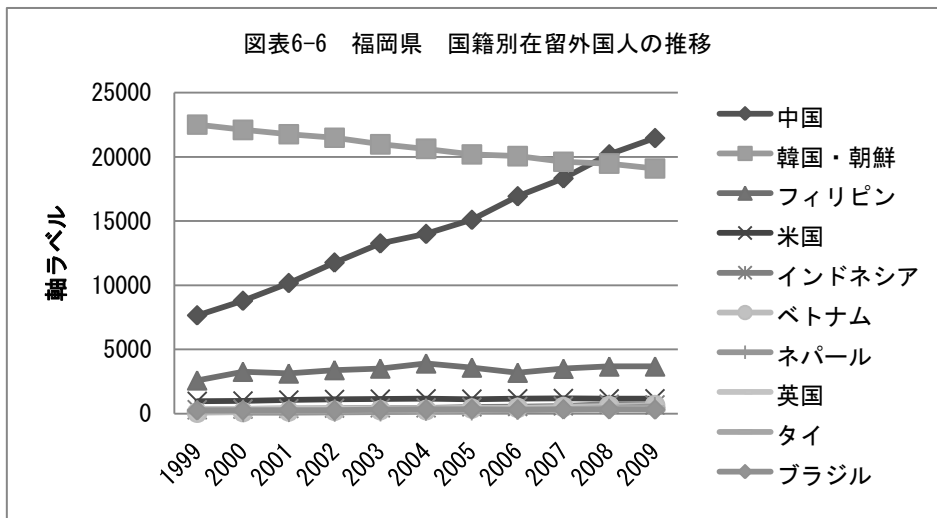
(出典) 法務省 在留外国人統計 2009

福岡県の登録外国人の年齢は、年代別に見ると、20代がもっとも多く、男女差はあまり変わらない。しかし、30代以降54歳までは女性の数が男性よりも多い（2009年法務省統計）。フィリピン人女性は1980年から2004年までエンターテイナーとして入国し、そのときに日本人男性を知り合って結婚するケースも多い。そのため1980年代、1990年代に20代を過ごしていた女性は40代から50代になっているだろうと推測できる。



（出典）法務省 登録外国人統計 2009年

さらに、福岡県の市別に登録外国人数を見ると、国籍別、地域別に見ると次の特徴がある。北九州市には韓国・朝鮮籍の外国人住民がもっとも多く、福岡市には中国籍住民がもっとも多い。また2つの政令都市以外では久留米市の外国籍住民の数が多いが、もっとも多い国籍は中国籍とフィリピン籍である。県内のフィリピン人人口は、中国籍、韓国・朝鮮籍に続き第3位の位置にあるが、タイ人人口は、2008年時では10位、2009年には11位と外国籍の中でも少数派である。



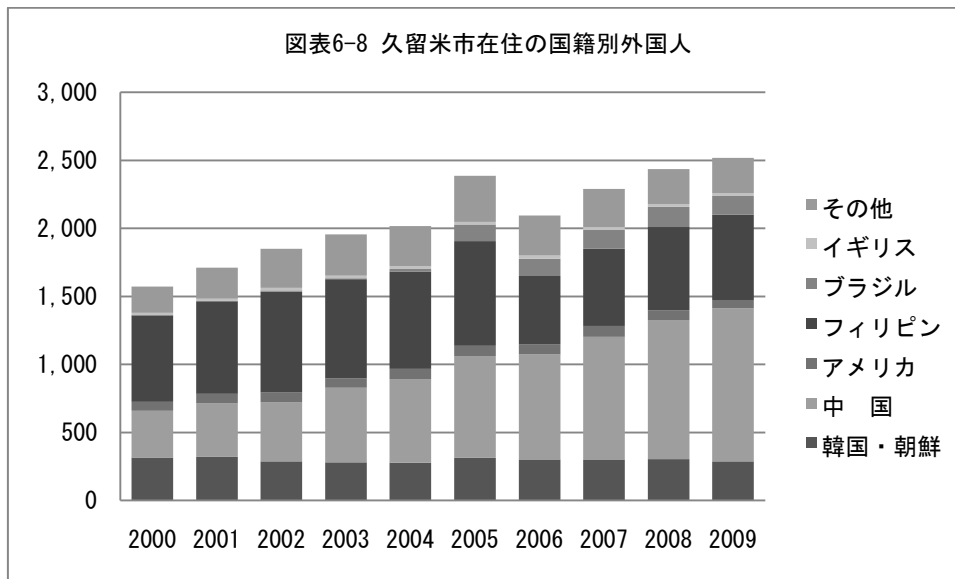
(出典) 法務省入国管理局 在留外国人統計 1999—2009

図表 6-7 福岡県市別・国籍別登録外国人(2009年)

	総数	中国	韓国・朝鮮	ブラジル	フィリピン	ペルー	米国	その他
北九州市	11,937	3,823	6,523	24	418	8	200	941
福岡市	23,532	12,189	6,315	76	906	95	589	3,362
大牟田市	543	220	145	6	122	2	10	38
久留米市	2,539	1,130	291	132	644	7	59	276
直方市	358	83	191	-	44	-	6	34
飯塚市	1,349	274	759	10	115	20	24	147
田川市	360	71	187	-	80	-	3	19
柳川市	262	120	14	1	53	3	3	68
八女市	186	87	34	-	40	-	3	22
筑後市	250	141	21	1	39	-	8	40
大川市	106	48	13	-	23	7	1	14
行橋市	372	57	154	7	81	2	14	57
豊前市	175	64	77	1	23	3	6	1
中間市	253	47	164	1	14	-	1	26
小郡市	266	173	28	1	35	-	6	23
筑紫野市	639	198	277	2	52	1	32	77
春日市	511	179	172	1	52	1	18	88
大野城市	628	241	244	1	34	5	14	89
宗像市	506	94	259	1	27	5	20	100
太宰府市	455	171	176	4	38	-	17	49
前原市	430	134	119	2	37	1	18	119
古賀市	408	162	115	1	21	29	13	67
福津市	180	26	85	1	19	2	8	39
うきは市	149	54	5	1	73	3	2	11
宮若市	224	103	95	-	11	-	4	11
嘉麻市	354	96	195	-	52	-	1	10
朝倉市	268	145	25	2	68	-	8	20

(出典) 法務省入国管理局 在留外国人統計 2009年

図表6-8 久留米市在住の国籍別外国人



	韓国・朝鮮	中国	アメリカ	フィリピン	ブラジル	イギリス	その他
2000	315	344	67	635	2	17	193
2001	320	393	71	680	3	17	226
2002	288	434	72	741	8	19	287
2003	281	549	68	728	7	19	303
2004	278	615	74	716	18	23	294
2005	313	750	73	771	121	20	339
2006	301	773	72	505	126	24	293
2007	303	901	80	567	137	21	281
2008	304	1,020	74	612	147	21	257
2009	289	1,123	62	628	136	21	258

(出典) 久留米市市民部市民課

2006年の福岡県が特定非営利法人女性エンパワーメントセンター福岡（以下、エンパワメントセンター）に委託して実施した県内の外国籍住民の現状と自治体の施策に関する調査¹⁰によれば、外国籍住民の割合が1%を越えているのは、北九州市（1.15%）と福岡市（1.47%）だけであった。この2市は福岡県の中で外国籍住民が多い地域と言えるが、対住民数で1%に満たない、つまり外国籍住民が散住していると言える。

また、市町村での、外国籍住民比と男女別統計を見ると、外国人女性の比率が50%を超えている市町村が少なくないことも特徴である。たとえば、久留米市（0.78%、女性比67.4%）、田川市（0.74%、女性比63.6%）、飯塚市（0.72%、女性比58.5%）、直方市（0.58%、女性比58.5%）、大牟田市（0.44%、女性比79%）、柳川市（0.44%、女性比74.5%）、八女市（0.42%、女性比76.8%）では、外国人割合も絶対数が少ない町であっても、韓国・朝鮮人、中国人の他に、タイ人、ベトナム人、ロシア人、インド人、ルーマニア人など多岐にわたる国籍をもつ外国籍住民が居住していることがわかった。同報告書によれば、留学生、研修生、日

本人配偶者、特別永住者など外国籍住民の滞在形態の多様化が指摘されている。

図表6-9 福岡県の地図



(出典) マピオン <http://www.mapion.co.jp/map/admi40.html>

同調査は、日本語学習のニーズについてもヒアリングを行っている。その結果、日本人男性と国際結婚して在留している外国籍女性も多く、自身の日本語学習や生活習慣面、子どもの養育や教育における情報入手、仲間づくりなどのニーズが報告されている（第2章移住女性の現状とニーズ）。このニーズを基に、福岡県国際交流センターでは、国際結婚や仕事などで県内に居住する外国籍住民のための日本語教室を2007年から日本語教室開室支援を行った。日本語ボランティア養成セミナーや日本語ボランティア研修はエンパワーメントセンターとの協働事業として実施した。2010年10月発行のエンパワーメントセンターの機関誌「ふふふ」によれば、2010年の時点で柳川市、田川市、朝倉市、八女市、うきは市、宗像市、中間市、久留米市の8カ所で日本語支援活動が実施され、日本語学習支援を基本に料理教室やお菓子づくり、ときには相談を受けたりする活動が続けられているという。こうした活動に参加した人の国籍は、フィリピン、イタリア、ロシア、ベトナム、フラン

ス、トルコ、中国、フィジー、イギリス、グアテマラ、台湾、韓国、オーストラリアと多様である¹¹。現在、福岡県には北九州市14教室、福岡市42教室、宗像市2教室、その他7教室の65教室で民間ボランティアによる日本語教室が実施運営されている。

多くの日本語学校が、ニューカマー外国人を対象としているが、北九州市の日本語教室とされている「青春学校」は、日本語の識字を学ぶ機会が剥奪されていた在日韓国・朝鮮人のオモニ、ハルモニを対象に識字教育が実施されている¹²。近年は、青春学校にフィリピン人など他の国籍をもつ外国籍住民も参加するようになり、異文化交流の機会が創出するようになった。

2. 地方自治体の多文化共生の取り組み

総務省が有識者とともに多文化共生の推進について研究会を重ねた報告書「多文化共生の推進に関する研究会報告書～地域における多文化共生の推進に向けて～」が2006年に発行された。同報告書の総論では、地方自治体が多文化共生施策を推進する意義を、次の5点にまとめている。第1は、日本に入国した外国人に対して行政サービスを提供するのは地方自治体であること、第2は「世界に開かれた地域社会づくりを推進することによって、地域社会の活性化がもたらされ、地域産業・経済の振興につながる」こと、第3に、多文化共生のまちづくりを進めることは、地域住民の異文化理解力の向上や異文化コミュニケーション力に秀でた若い世代を図ることも可能¹³であること、第4に「多様な文化的背景をもつ住民が共生する地域社会の形成は、ユニバーサルデザインの視点からのまちづくりを推進する」こと、そして第5に「国際人権規約」「人種差別撤廃条約」など外国人の人権尊重の趣旨に合致すること、である¹³。

在日外国人に対する施策や多文化共生に関する基本条例や指針や基本計画が設置されている地方自治体は、定住外国人人口が集住している地域に多い。一方、外国人が分散して住んでいるなど人口割合が少ない地方自治体では、自治体の国際交流大綱や人権指針、その他行政全体の総合計画の中で言及されている。北九州市、福岡市、福岡県、における多文化共生施策は、北九州市では国際政策推進大綱の中で多文化共生施策について言及し、福岡県では創造計画の中で定住外国人に対する取り組みとして言及している。また、福岡県は、地域における多文化共生を推進する施策および実施は国際交流協会が担っている。

ここでは、多文化共生施策と定住外国人施策を同義語とし、具体的な施策を6項目「1. 多言語による情報提供」、「2. コミュニケーション支援(日本語教育など)」、「3. 生活支援」、「4. 市民への意識啓発」、「5. 外国人市民の社会参画の促進」、「6. 市民に向けたアジアの文化の発信」に分類して、その特徴を考察する。

(1) 北九州市

北九州市は、「北九州市国際政策推進大綱2006」(2006年～2010年)の中で、多文化共生施策を国際交流、国際ビジネスとともに盛り込んで在住外国人に対する施策を実施してき

た。北九州市の多文化共生の主な取り組みは、図表6-10の通りである。北九州市では、2011年3月に「北九州市国際政策推進大綱2011」（以下、推進大綱2011）案を発表し、さらなる施策の深化を図ろうとしている。推進大綱2011における、「4. 市民への意識啓発」は、より具体的に多文化共生に関する研修の実施や日本人に向けた啓発事業の実施を図り、多文化共生の地域作りの担い手の育成・支援や多文化共生の総合的コーディネイト機能を担う人材の養成などが加えられている¹⁴。

図表6-10 北九州市の多文化共生の取り組み

事業	具体的な事業	主な事業内容	担当部署
1. 多言語による情報提供・相談対応	(1) 多言語冊子やHP、メディア対応情報提供 (2) 多言語相談対応	・生活情報ガイドブック、ゴミ出しマニュアル、地図の作成 ・行政書士、弁護士、臨床心理士、「一般相談窓口」、行政通訳派遣など	企画文化局国際政策課、北九州国際交流協会など
2. コミュニケーション支援(日本語教育など)	(1) 日本語学習機会の提供	①日本語教室・子育て支援事業、②日本語指導者要請、③学習支援、	企画文化局国際政策課、北九州国際交流協会など
3. 生活支援	(1) 居住 (2) 教育 (3) 雇用 (4) 保健・福祉 (5) 医療 (6) 防災 (7) その他	留学生宿舎の提供 日本語指導など 留学生雇用促進支援 母子保健、一時保護、生活保護、母子家庭など 指差しカード、多言語手引き配布、講習など 多言語DVD政策など	産業経済局学術振興課など 教育委員会指導第一課など 北九州産業学術推進機構等 子ども家庭局子育て支援課 男女共同参画 消防局救急課など 消防局予防課など 北九州国際交流協会など
4. 市民への意識啓発	(1) 異文化理解の啓発事業 (2) 異文化理解の交流事業	・広報チラシ、冊子、「多文化共生推進月間」策定 ・交流ラウンジ、外国語談話室、国際交流など	規格文化局国際政策課、保健福祉局人権推進センター、北九州国際交流協会など
5. 外国人市民の社会参画の促進	(1) 北九州市外国人市民意見交換会 (2) 国際秋祭り (3) 留学生弁論大会	・メンバー国籍（韓国、中国、フィリピン、アメリカ、ロシア）+日本人 ・毎年10月に開催 ・年一回開催	企画文化局国際政策課、北九州国際交流協会

(出典) 北九州市企画文化局国際政策課からの資料および「国際政策推進大綱2006」より作成

(2) 福岡市の多文化共生

政令指定都市である北九州市（人口約98万人）は、自治体を中心となって多文化共生推進プランを策定し、各区町村での実施を促しながら進められている。一方、同じく政令指定都市である福岡市（人口約146万人）は、多文化共生推進プランという名称ではなく、アジアの拠点としてビジネスや学術の交流と連帯を深める「福岡市新・基本計画」¹⁵計画の中に、「外国人が生活しやすく活躍できる、多文化共生のまちづくり」を目指すとしているが、多文化共生の具体的な施策は明示されていない。

しかし、留学生の支援およびアジア文化を積極的に受入れ、評価して発信していく事業

も行政が関わって実施している。

図表6-11 福岡市の国際政策における定住外国人（多文化共生）の取り組み

事業	具体的な事業	主な事業内容	担当部署
1. 多言語による情報提供・相談対応	(1) 広報ラジオ放送、冊子など (2) 多言語相談対応	・九州国際FM「Around the Globe」での広報・市税広報誌の外国語版、 ・区役所の外国人窓口案内、相談事業 ・法律相談・カウンセリング、在留相談	市長室広報課、財政局税務部税制課 総務企画局国際部 福岡国際交流協会
2. コミュニケーション支援(日本語教育など)	(1) 日本語学習機会の提供	①にほんごクラス、②日本語支援、③外国語教室、④語学ボランティア	福岡国際交流協会 総務企画局国際部
3-1. 生活支援(留学生用)	(1) 居住 (2) 教育 (3) 雇用 (4) 保健・福祉 (5) 医療 (6) 防災 (7) その他	生活用品・宿舎情報提供 留学生支援、奨学金、資金貸付 留学生雇用促進支援 指差しカード、多言語手引き配布、講習など 多言語DVD制作など	福岡国際交流協会
3-2. 生活支援(非留学生)	(1) 居住 (2) 教育 (3) 雇用 (4) 保健・福祉 (5) 医療 (6) 防災 (7) その他	生活環境整備 健康相談 母子保健、一時保護、生活保護、母子家庭など	総務企画局国際部 福岡国際交流協会
4. 市民への意識啓発	(1) 異文化理解の啓発事業 (2) 異文化理解の交流事業 (3) 市民国際貢献賞*	地球市民講座 ・地球市民どんたく、国際どんたく ・国際スポーツ補助金 ・アジア子ども会議 ・少年の翼交流事業 ・市内で国際貢献活動に取り組む個人・団体を表彰し、活動を促進させる	福岡国際交流協会 総務企画局国際部
5. 外国人市民の社会参画の促進	(1) 国際秋祭り (2) 留学生弁論大会		
6. 市民に向けたアジアの文化発信	・アジアフォーカス ・福岡国際映画祭開催、福岡フィルムコミッション ・福岡アジア文化賞		市民局文化部 総務企画局国際部

(出典)「31. 市町村の国際交流関係事業」『福岡県の国際化の現状』p108 -125から筆者が抜粋して作成。
4-(3) 市民国際貢献賞の項目は、<http://www.city.fukuoka.lg.jp/soki/kokusai/shisei/fica/fica.html>からの情報により加筆。

福岡市では行政が多文化共生の取り組みを実施するだけでなく、特定非営利法人の民間団体が生活相談、在留などの相談事業を実施している。そのほか、日本語教室を運営しながら相談事業も行う団体、また教育に特化した子どもの支援活動を行う団体、国際協力活動とともに定住外国人支援を行う団体もあり、多様な国籍と文化をもつ在住外国人―留学生を含む―が多い。このような背景から、外国籍住民のニーズから発生した民間団体が積極的に対応することで活動が展開し、持続発展していると考えられる。

(3) 福岡県の多文化共生

福岡県の多文化共生的な事業は、財団法人福岡県国際交流センターの主要7事業の中の1事業として「③多文化交流促進事業（在住外国人支援、地域日本語教室開催支援、国際理解教室開催などの事業の実施）」としてとらえられており、「多文化共生」という言葉は使われていない。しかし、「在住外国人との共生」「NGOとの連携」「国際理解教育」を含むコンセプトの実施するセミナー等の事業「ちきゅうを知る講座」は、2009年度は在住外国人との共生をテーマに、NGO/NPO と協働し、福岡在住外国人が講師を務める国際理解教育の推進を目的とした連続講座、「国際ソーシャルワーカーとは」（4回）と、世界の国旗や衣装等を知る「ちきゅうめぐり」のイベントを実施した。

さらに2010年度は、「ちきゅうを知る講座」のサブテーマが「交流から共生へ」の6回連続講座を特定非営利法人アジア女性センター（以下、AWC）と協働で実施した。6回の講演テーマは、「交流から共生へ～地域における国際交流の役割」（第1回）、「とよなかのとりくみから～人権と学びほぐし”unlearn”」（第2回）、「移動と法律～国際結婚・出入国管理と人権」（第3回）、「コミュニティ通訳の必要性～多文化共生医療」（第4回）、「病院栄養士から栄養士協力隊員へ、そして現在まで」（第5回）、「農村の国際化と多文化共生」（第6回）だった¹⁶。（1997年の設立以降、AWCは、DVなどの暴力、子育て、医療、労働など多くの問題に苦しむ女性たちを対象に多言語による相談業務を行い、DV被害当事者への緊急支援を含むさまざまな支援を自治体と協働・連携しながら行ってきた功績が評価され、2009年度に第8回福岡県男女共同参画賞を受賞¹⁷している。AWCの活動経験から企画された2010年度の連続講座テーマからは、人権、法律、出入国管理、国際結婚、コミュニティ通訳、多文化共生医療、栄養課題、農村の国際化等の県内の課題が浮かび上がる。

そのほか、現在財団法人福岡県国際交流センターが担当している「日本語教室開催支援」事業は、2006年に福岡県が特定非営利法人女性エンパワーメントセンター福岡に委託したフィジビリティ調査研究結果を受け、その後も協働しながら実施しているものである。

この2つの実施事例から、福岡県は財団法人国際交流センターを通して民間団体の先行的な定住外国人に対する取り組みからボトムアップで定住外国人に対する施策が進められていると言えるだろう。しかし、NPOやNGOは、きめ細かく、機動力ある活動はできるが資金的に脆弱で、人的資源も厳しい環境で活動を進められており、自治体からのサポートや定住外国人に対する政策的なリーダーシップが求められていると考察される。

図表6-12 福岡県国際交流センターにおける定住外国人を支援する多文化交流促進事業

事業	具体的な事業	主な事業内容	担当部署
1. 多言語による情報提供・相談対応	<ul style="list-style-type: none"> ・広報事業 ・情報提供事業 ・外国語情報提供事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・多言語の広報誌を制作（英、中、韓） ・「こくさいひろば」での資料提供、留学説明会・相談会の実施 ・生活情報掲載の外国語のハンドブックや外国語新聞制作して提供 	福岡県国際交流センター
2. コミュニケーション支援(日本語教育など)	・日本語教室支援事業	日本語教室新規開設等の支援。日本語ボランティアの能力向上支援研修実施など	福岡県国際交流センター
3-1. 生活支援（非留学生用）	・外国人相談事業	外国語で相談できる体制を整備、問題解決の支援を行う	福岡県国際交流センター
3-2. 生活支援（留学生用）	・留学生支援関連事業	奨学金、キャリア開発支援、総合的支援	福岡県国際交流センター
4. 市民への意識啓発	・多文化交流地域づくり	国際理解と地域の国際化を図るためのセミナー、シンポジウム開催、ホームステイ、ボランティア登録事業、国際理解教育支援	福岡県国際交流センター

(出典)「32. (財)福岡県国際交流センター」『福岡県の国際化の現状』p131-133から筆者が抜粋して作成。

3. インタビュー結果

(1) 移住女性12名について

今回の調査でインタビューできたのは、フィリピン人女性6人とタイ人女性6人だった。福岡県に在住する、調査に協力可能な外部の人に自身の経験を話せる人は限定される。そのため本人と特定できないよう、名前はアルファベットとし、個別事情の公開も限定する。

12名の年齢は20代1人、30代5人、40代4人、50代2人だった。40代、50代の5人の日本での在留は10年を越えて定住もしくは永住の在留資格をもっていたので、1990年代に日本に入国したと思われる。

フィリピン人女性6人のうち5人は、全員が最初に来日したときはエンターテイナーとして就労していた。複数回日本にエンターテイナーとして就労する間に日本人男性を知り合って結婚していた。フィリピン人6人のうち、シングルマザーは2人いた。また、6人のうちPCとPEを除く4人はフィリピンで出産経験があり、子どもをフィリピンの親族に預けて日本で暮らしていた。うち2人は子どもを日本に呼び寄せた。日本に来なかった子どもは、すでに成人してフィリピンから外国へ留学し、そのまま移住した。

タイ人の6人は、日本またはタイで仕事を通して日本人男性と知り合って結婚した。6人のうち2名はタイ舞踊のエンターテイメントビザで入国していた。うち1名は2度目の来日だ

った。インタビュー当時、全員が日本人男性と結婚した経験があったが、TAはDVが原因で離婚し一児を育てるシングルマザーとなった。TCは日本人男性と結婚し、DVが原因で離婚した後、新たに日本人男性と再婚した。TAはタイに子どもを残してきたが、送金して先進国の大学に進学させることができた。現在はすでに結婚してタイを離れて外国に住んでいるので、タイ人6人の中で呼び寄せた経験がある女性はいなかった。

図表 6-13 被調査者のプロフィール

	女性の国籍		子どもの国籍 (P: フィリピン、T: タイ、J: 日本)
PA	フィリピン	結婚→離婚 (ひとり親)	長女 (P: 呼寄せ)、長男 (J)
PB	フィリピン	結婚→離婚 (ひとり親)	長男 (P: 呼寄せ)、次男 (P: 呼寄せ)、長女 (J)、 次女 (J)
PC	フィリピン	結婚	長女 (J)
PD	フィリピン	結婚	長女 (P: 呼寄せ)、次女 (J)
PE	フィリピン	結婚	長女 (J)
PF	フィリピン	結婚	長女 (P: 非同居)
TA	タイ	結婚→離婚 (ひとり親)	長女 (T: 非同居)、長男 (J・T)
TB	タイ	結婚	息子 2 人 (J・T)
TC	タイ	結婚→離婚→再婚	前夫の息子 (J)、現夫の娘 (J)
TD	タイ	結婚	長女 (J)、長男 (J)
TE	タイ	結婚	長女 (J)、長男 (J)
TF	タイ	結婚	子どもなし

(出典) 齋藤百合子作成

①親の日本語習得

被調査者 12 人のうち、日本語を何らかの日本語教育機関で習得した経験があるのは 2 年ほどの就学経験があるタイ人 1 名が、フィリピン人 4 名は介護ヘルパー養成のための講習を受講した際に介護に必要な実践的な日本語会話や日誌や記録記述に必要な読み書きを習っていた。そのほかの 7 名は、職場や夫との会話、友人や知人との人間関係での会話を通じて、独自に日本語の会話能力を習得していた。

しかし、独学で日本語の日常会話を習得した女性の中には、「小学校で配布されるお便りにルビがふっていないので読めない」など、読み書きに困難を感じる人も少なくなかった。小学校からのお便りを読むことが出来なかった人は、「夫に便りを読んでもらって、対応した」他、夫の協力が得られない家庭では「子どもに、お便りの内容は何か、教師に確認し、子どもに理解させておいた」との対応のほか、「市役所に言って職員に“日本語がわからないので読んでください”とお願いした」と対応した人もいた。

また、福岡県では北九州市や福岡市中心のようにある程度公共交通が発達した地域以外で生活するには車の運転ができることが利便性を高くする。そのため、「運転免許証取得のための講習や法律を理解でき、試験に合格する日本語能力を身につけたい」という日本語学習動機もあった。

②就労（キャリア開発）—多様な日本語能力向上のニーズ

日本語の能力を向上させて言語力をつけるということは「言語」という道具を使いこなすひとつの力となる。その力で、思考力や観察力を向上させ、将来を志向する社会的能力がつく。こうした言語力を中心とした「学力」モデルは、子どもの学校教育だけに見られるものではない。

ある程度、日常会話ができるようになると、就労を通してよりよい生活を手に入れるために多様な日本語能力向上のニーズが発生する。自動車運転免許証取得のための教習所用日本語もその一例である。そのほか、かつてスナック等で就労していた女性の中には、「私が覚えた日本語やビジネスマナーはスナックでは通用するけれど、昼の仕事を探す時には別のタイプの日本語や身だしなみやマナーが必要」と考え、「職を得るためのビジネスに必要な日本語や、日本の職場での身だしなみ、ビジネスマナーなどを学びたい」と切に望んでいた。かつて講習を受けた介護用日本語学習の時間に、ビジネスマナーやビジネス日本語が取り入れられたことがあり、まさに「目から鱗が落ちる」経験だったと PB は言っていた。PB の希望は、社会保障がより充実した「正規雇用社員として就職したい」である。

近年、介護現場を目指すフィリピン人女性定住者が増えている。しかし介護現場で働くには、ホームヘルパー2級の資格を取得するほか日本語を使つての介護および日誌を書くなど、総合的な日本語能力が求められる。介護現場で就労を目指す定住外国人向けに、養成講座を開催している民間企業の株式会社インターアジアでは、ホームヘルパー2級養成課程（131.5時間）に先だつて、日本語と日本語文化を学ぶ特別クラス（82時間）も提供している。日本語クラスでは、介護現場での実践的に活用する日本語テキストを独自に開発して日本語テキストとしている¹⁸。講習修了者の中から、正規職員として介護施設で就労しているフィリピン人女性が育っているとのことだった¹⁹。

北九州市では、主に在日韓国・朝鮮人の中年以上の女性（オモニ）たちの日本語の識字を中心に学習する「青春学校」が民間有志グループによって主催されている。近年では生徒の中に、日本人と結婚したフィリピン人女性（PF）も参加するようになったそうだ。日本語の読み書きを学びながら、オードカマーとニューカマーの経験交流が日常的になされるようになった。成人で日本語学習のとくに読み書きを学ぶ機会や、自分の感情や経験を表現する識字をもてなかった人々が成人学級として学び直す機会は大変貴重である。日本語で読み書きや自分の気持ちを表現することができるようになった PF は、「チャンス（機会）をください。私達外国人がわからないことを教えてください。この日本で仕事をして、子どもを育て、家族でしっかり生きていきたいのです。外国人だから『ダメ』なのではな

いです。チャンスをくださったら、一生懸命働きます」と訴えていた。将来の希望は社会保険に加入できる会社での正規雇用だそうだ。

一方、行政でも主に留学生だが、外国籍住民のための就労支援を行っている。とくに福岡県では、住居、教育、雇用などさまざまな面で留学生支援が国際政策の一つとしてとらえられている。各国からの留学生に対するキャリア開発のビジネス講座（日本語、マナー、身だしなみなど）を開講し、提供している。こうしたキャリア開発に関する講座など社会的資源やノウハウおよび知見を備えている行政は、定住外国人への施策にも適用可能であると考えられる。

<起業、自営業>

本調査のインタビュー協力者の中には、正規雇用者はヘルパーとして 2 名、求職中が 2 名、専業主婦 1 名のほか、通訳や翻訳、タイ語講習、英語講習、タイ文化講習などを請け負う自由業を営む女性が 3 名いた。起業して独立した会社の経営主となった人、タイマッサージ店開店の準備をしているなど起業家もいた。起業をするための法的小よびモラルサポート、そして具体的な業務に関する知識と経験そしてスキル、それに熱意が必要である。逆に言えば、それらの支援を受け、それを受け止め、発展させていく能力があれば、外国籍女性たちの能力は発揮され、逆に雇用を創出していく立場となり得ることを証明している。

本調査で、日本で起業し、経済的にも社会的にも安定して生活している被調査者の女性に「日本の社会に対する（在住外国人支援に関する）要望がありますか」と聞いた。すると、彼女からの返答は「私は（日本社会に）望まれて日本に滞在しているのではなく、日本社会の片隅にひっそりと置いてもらっている存在だから、日本社会に要望を出すなんて恐れ多くてできません」だった。「外国人」というだけで、日本でビジネスはしていても、どこか座り心地がしっくりこない、社会の周縁に置かれて、日本人と外国人が一緒に未来を築いていくことを望めないと彼女を感じる日本社会は、日本人と外国人が分離したまま別々の社会に生きることになるのだろうか。

（2）子どもの発達段階別に見る家族、社会の課題

外国籍の子ども、もしくは外国につながる子どもに注目する際、子どもに大きな影響を与える環境が家庭であり、学校や地域社会など子どもを取り囲む社会である。ここでは、子どもを発達段階別に、①乳幼児期（小学校入学まで）、②学齡期（おおよそ小学校、中学校の義務教育時期）、③青年期（16 歳以上 18 歳未満）に分類し、11 人の子育ての経験からそれぞれの時期の課題を考察する。

①乳幼児期

a. 妊娠、出産、産後、そして育児の母子保健の課題

日本人男性と結婚して、家族や親族と離れた土地での妊娠や出産、そして育児は外国からやってきた女性たちにとって不安が増大する。妊娠検診や乳幼児検診や予防接種など母子の保健を守るために必要な情報と、周囲のサポートが不可欠である。しかし、11人の妊娠、出産、育児経験からは、夫の暴力や育児サポートへの対応の情報や関係機関へのアクセスが限定していることが、さらに女性たちの不安を増大させていた。

b. 妊娠から出産時の孤独と不安

妊娠・出産を経験した11人は日本での妊婦検診や出産、乳児検診や予防接種などさまざまな情報は、保健所や行政などからではなく、同国人の友人・知人や日本人の友人から入手していた。しかし、かつて「居住していた市に住むはじめての外国人だった」というタイ人女性TDは、病院や保健所での東南アジア出身の女性に向けられる侮蔑的な態度で夫にのみ情報を伝えること、その夫がコミュニケーションをとらず妻に必要なことを伝えない、など情報がほとんどない状態で、初めての出産をしなければならず、恐怖と不安でいっぱいだったという。

またPAはフィリピンの大家族を思い出し、子どもを幼稚園に送った後、家に戻ると部屋のカーテンを閉めて暗くして、部屋の隅で、毎日大声で泣いていた。ひとりが寂しく、夫や夫の家族とも理解しあえなかったという。

c. 育児—DVから児童虐待へ暴力の連鎖への不安

DVを経験した女性は12人中少なくとも3名いた。第1例は、結婚した当時から夫は経済的な責任を全く負わなくなったという経済的なDVに遭遇した女性は、「蓄えから出産費用や生活費用を工面して育児をしたが、不安と孤独から児童虐待寸前の精神的圧迫があった」と暴力の連鎖の危険性を感じていた。しかし離婚はしていない。

第2例は、夫が働かない、飲酒をすると暴力を妻と子どもにふるっていた。子どもへの暴力は身体的だけでなく精神的に苦痛を与えるような行為、乳児の肛門に辛子をすり込んで泣かせる、寝込んだ頃にわざと起こす、などが繰り返されていた。第3例は、妻への身体的暴力を子どもが常に目撃をしていた。この女性はDVの目撃の子どもに与える影響の大きさを考慮して夫から逃げることを決意した。

d. 支援機関へのアクセス

DVに遭遇した第2例と第3例の女性は、夫の元から逃げ、公的機関および民間支援団体につながる事ができた。支援機関へのアクセスは、本人が新聞に掲載されている支援機関に自ら相談したり、友人から紹介されて支援機関に一時保護を求めたりしていた。

北九州市では、産後の母子のケアや子どもの医療、相談機関等などの情報を多言語(英語、

中国語、ハングル語、タガログ語)で掲載した「北九州市母子健康手帳ガイドブック」を作成し、配布している。また、「子育てと日本語教室」を育児中の外国籍女性を対象に実施し、ケアの必要性の早期発見にも努めている。

②学齢期

学齢期の子どもたちにとって学校教育の課題がもっとも重要である。11人のインタビューから、呼び寄せた子どもの適応やいじめに遭った子どもへの対応の課題が散見された。

a. 日本語学習支援を必要とする子ども

11人の中で、母親がフィリピンから子どもを呼び寄せた事例が3例あった。

PBの子どもは小学校5年生の時に来日したが、転入した小学校では加配教員による「ワールドクラス」で外国につながる子どもたちの特別教室が運営されていた。もともと英語が得意だったPBの息子は小学校に通うことが楽しく、日本語の教科学習にも関心をもって取り組んでいた。

PDの子どもは小学校1年生の時に来日した。当時の担任の配慮で、「子どもが日本語や学校生活に適応できるまで、1学期間、親が毎日子どもの隣に座ることを学校が許可してくれた」、「朝の挨拶のときに、日本語の挨拶の次に毎日フィリピン語の挨拶も一緒にしれられて、クラスの子どもたちがフィリピン語であいさつすることに抵抗をもたなくなった」など、積極的にフィリピンから来日した子どもを受容し、国際理解教育にも発展させる対応をとっていた。子どもはまもなく小学校に適応できた。学校生活に適応できると、友達ができ、社会性も育ち、勉強にも関心をもつことができる。

b. いじめ体験と発達の影響

PAが呼び寄せた子ども(フィリピン国籍)は学齢を超過していたために、日本語教育支援を学校教育の中では受けることができなかった。PAの日本人男性との間に生まれた子ども(日本国籍)は、小学2年生のときにクラスで受けたいじめによって不登校となり、フィリピンに転出することにした。フィリピンでは明るさを取り戻したものの、母親の仕事の都合で日本への帰国を命じられたが、日本語や教科学習への関心をもてずにいた。結果、学力がつかない。学習理解力が欠如していることが、発達遅滞ではないかと学校で指摘されたこともあるという。

しかし母親のPAは、過去のいじめ体験と、環境がまったく違う日本とフィリピンの生活のカルチャーショック経験が影響しているだけで障がいを負っているのではないと考えている。よい先生にめぐりあうと日本語指導などの支援を受けられるが、いじめのことを訴えてもまったく取り合ってくれない教師もいるので、教師のあたりはずれは激しい。しかし、どちらであれ、PAの子どもの状態を改善できる手がかりを見つけられず、義務教育終了後のことをPAは心配している。

小学校 5、6 年の時にもフィリピン人であることでいじめがあった。「ママ、フィリピン人て悪い人なの？」と PA に聞いてきたという。

フィリピン人を母にもつ子どもの名前は、フィリピンもしくは西洋風に名付けられることが多いが、タイ人を母にもつ子どもは、タイ人としての正式名があっても、「いじめに遭うから」との理由で日本の通名を使う子どもや日本名を最初からつけることも散見された。

c. 外国につながる子どもと日本語学習支援

PA の子どもは日本国籍のため、「外国籍で日本語指導が必要な児童生徒」にカウントされない。よって加配教員をつけられる対象とならない。文科省では毎年「日本語学習が必要な外国人児童生徒の受入れ状況に関する調査」統計を発表しているが、2009 年度の福岡県には 238 名との数字が報告されている。しかし、この数字の中には「ほとんど日本語を理解しない」外国籍の子どもとは、親が先に日本に定住し、後に子どもを呼び寄せる家族統合のケースが主であり、外国籍の母親と日本国籍の父親の元に生まれ、日本国籍しかない子どもや、日常会話の日本語には不自由しないが論理的・抽象的な考え方を日本語でできない子どもは想定されていない。

幸い PB と PD の 2 例の子どもたちは、担任教員や小学校が臨機応変に対応していたため学校社会や学業に適応できた。しかし、こうした対応は学校によっては教員の自発性に依るところも大きく、担任個人に過重な負担をかけることもある。また、適応に時間のかかる子どもにばかり手がかかることで他の子どもたちへの指導が疎かとなるなどの影響も教育現場からは聞かれる。外国につながりをもつ子どもたちも、同じ学校で学ぶ子どもたちもともに、基礎学力が保障され、かつ異文化を吸収しつつ活きた国際的な視点を養う教育を施すなど、配慮が求められよう。

図表 6-14 児童生徒支援（日本語指導）配置状況（平成 22 年）

	小学校	中学校	計
県域	18	7	25
福岡市	16	5	21
北九州市	4	2	6
計	38	14	52

（出典） 福岡県教育委員会

③ 青年期

a. 高校進学問題

福岡県では帰国子女についてのみ必要な特例措置を講じているが、学業途中で来日した外国籍の子どもたちへの特例措置は設けられていない²⁰。公立高校だけでなく私立高校への進学の道もあるが、経済的には私立高校への進学のハードルは高い。県教育委員会では県の

奨学金制度を活用して私立高校への進学を勧めていた²¹。しかし学力的、経済的に高校進学が難しい場合、職業訓練の場や就労先を探すことになるが、雇用情勢が厳しい中では外国籍の子どもや日本語を母語としない子どもたちにとって大変厳しく、進学も就職もままならない青少年の居場所が不安定になりがちである。

b. 居場所

とくに居場所がない思春期の若者は反社会的な行為（酒、煙草、ドラッグなど）の誘いに対して非常に脆弱であることが先行研究から明らかになっている。非行化を防止するためにも、将来の希望をもてるような居場所づくりが必要であろう。また思春期は男女ともに性に対する関心が高くなる時期である。望まない妊娠を防ぐための避妊やデートDVに関する知識を提供し、考えるきっかけを提示する機会をつくることも必要であろう。

4. ドイツの事例

(1) ドイツ連邦共和国ノルトライン・ウェストファーレン州エッセン市の移民による社会統合の事例

①重工業と移民の都市エッセン

エッセン市は、ドイツの北西部にあるノルトライン・ウェストファーレン州にあり、ドイツで第 6 番目に大きな都市である。エッセン市は、鉄鋼業をはじめとした重工業の発展とともに長い移民の歴史がある。とくに 1945 年から 50 年代後半にかけて、エッセン市はドイツの産業を牽引してきたルール工業地帯でもっとも大きな都市であった。その時期、エッセンには大量の移民が流入した。とくに難民化していた人が移民となった。

しかし石炭や鉄鋼業が斜陽となる 1950 年初頭には、失業者があたりにはあふれた。それからルール地方は古い工業地帯の様相を残していた。

2010 年のエッセンの人口は 57 万 1055 人、そしてその 10%にあたる 5 万 8051 人が非ドイツ人で、7%の 4 万 4818 人が二重国籍をもつ人々だった。そうするとエッセンの人口のおよそ 20%が移民の背景を持つ人々だと言える。今日のエッセンはさまざまな文化的な背景をもつ人々が住んでいる多文化な社会である（Krummacher and Kulbach2009:383-4）。

しかし、ドイツの社会では、ドイツ人住民と移民の背景をもつ住人の間の経済的格差、子どもの高等教育機関への進学率、そして学力の格差が顕著になっていた（金箱 2007:60）。また、ネオナチによる外国人移民襲撃や、移民の背景をもつ子どもたちが 8 割以上通学する、ある基幹学校（日本でいうと小学校高学年から中学校相当）では校内暴力が手に負えないとの理由で、学校を閉鎖したベルリンのリュトリ基幹学校事件も 2006 年に発生していた。

②移民参加による社会統合を促すエッセン市政

しかし、現在、多文化な背景をもつ住民が多い、つまり移民の背景をもつ人々が多いエ

ッセン市は、現在、独自の移民統合政策でドイツ内外の注目を集めている。

エッセン市政は 1975 年に市政に外国人諮問委員会が開始され、移民グループが呼びかけられた。当初、移民グループの役割はドイツの他の都市と同じように、市の統合事業についてのコメントを求められるだけであったが、後に市議会は、市内に居住する複数のエスニックグループや組織に参加を呼びかけ、「社会統合プログラムと運営委員会」が発足した。1980 年にはノルトライン・ヴェストファーレン州政府から委託を受けた RAA (Regionale Arbeitsstelle zur Forderung von Kindern und Jugendlichen aus Zuwandererfamilien[移民家族の子どもおよび青少年支援のための地域センター、以下、地域センター]、移民の子どもと青少年支援を目的とした事業が展開された。エッセン市の RAA 事業は、公共事業として州政府から認可されて、独自のコンセプトで事業を推進することができる。

1986 年から 87 年にかけては移住労働者および移住者の家族を対象を拡大した事業として展開された。活動その 10 年後の 1996 年にはそれまで展開してきた事業をレビューし、新たなコンセプトとして 10 カ所に、職業に関する統合、生活環境、非ドイツ人青少年の就労、基礎教育、中等教育以降の青少年移民などテーマ別の事業も開始した (ibid, 386)。現在、ノルトライン・ヴェストファーレン州にはエッセン市以外 26 都市で独自のコンセプトで統合事業が、それぞれ横のつながりをもちながら系統的に実施されている。

地域センターは、地域に居住するそれぞれの移民グループ間、世代間、家族間、ジェンダー間の互いの理解を促進することを目的にさまざまな事業が展開されている。具体的には、異文化で子育てをする母親を対象にした子育てのスキル支援、3 歳から 8 歳の子どもを対象とした母語および母文化教育支援、児童生徒たちのスポーツやボランティア活動を通して異文化の学生相互交流、ドイツ語と親の母語のバイリンガルの背景をもつ子どもたちのためのドイツ語識字教育支援、移民の成功者をロールモデルとして学ぶキャリア開発支援などがある²²。そのほか、早期教育を促すために就学前の子どもと親の社会統合を促すトレーナーを養成したり、2002 年以来、エッセン市では移民の背景がある人の警察官雇用なども実現している。こうした社会の包括的な取り組みによって、移民グループ同士の緊張も和らげる役割を果たしている。

③エンパワーメントとしてのドイツ語習得

エッセン市のこうした移民参加による移民のための社会統合施策は、他の州や市にも影響を与えている。注目されている点は次の点である。参加というコンセプトがコミュニティのさまざまなアクターの参加を促していること、地域の社会資源を有効に活用していること、系統的に運営していくための戦略的な工夫を練る組織があること、政治家、ソーシャルワーカー、移民、エスニックグループがウィンウィン効果をあげていること、低予算で相互文化的な改善を目的としているためそれほど予算を必要としない。

ただ、課題としては、低層(貧困者)の移民まで、これらの事業が浸透していないこと、多様性による不統一、コミュニティレベルにおける参加の欠如、予算不足、モニタリング

の管理である (Krummacher and Kulbach2009:391-394)。

ドイツでは、東西ドイツの統合、グローバル化による人の移動、既に移住していた者の家族統合と子孫繁栄などにより、移民の背景をもつ住民が増加し、それとともに非移民と移民グループの対立も深刻になっていた。そのような社会背景の中、2005年に「滞在法²³」が施行され、「ドイツ語及びドイツの法的秩序、文化、歴史に関する知識習得のための統合コース」の規定が設けられ、2008年の改正「滞在法」では「統合コース」への参加が義務づけられる(村木 2010:85)。2005年と2008年の滞在法および同改正法により、ドイツでは移民にドイツ語習得を義務づけ、同化を強化しているように見える。しかし、奥村は「ただし、その目的の中で外国人移民の『文化的多様性の尊重』が前提として謳われている点において、単なる同化政策を目指すものではないことは評価に値する。よって、一定のドイツ語力を『社会生活における同等な成員』になるための必要条件のひとつと捉え、その視点で支援を行なおうとしていると解釈することが可能となる(下線は奥村による)」と評価している²⁴。

エッセン市における学校外機関RAA等を通じた移民の社会統合策を見ても、積極的にドイツ語という言語のツールを使いながらの、子どもだけでなく子育てを担う親を対象とした社会統合策は、就学前の早期教育から、青少年および親世代のキャリア開発まで射程とし、ドイツ語という言語を習得することで、社会的な力を増すエンパワーメントを促していると言えよう。

(2) ドイツにおけるタイ人女性自助グループ THARA: Thai Women Articulate their Rights Abroad

Thai Women Articulate their Rights Abroad 通称 THARA は、1990年にドイツに移住したタイ人女性の支援を目的に設立され、1997年に法人化した。活動内容は人身売買でドイツに移送されたタイ人女性支援を含む、タイ人女性の生活上で浮かび上がる人権に関する支援を行うことで、現在、その支援ネットワークをタイ人女性自身が構築している。ドイツ各地に住む女性たちが集まってワークショップを実施したり、ドイツ政府や本国のタイ政府に必要な政策提言を行ったりしている。支援を必要とする女性たち及びドイツやタイの政府機関にとってのドロップインセンター(一時立ち寄り支援センター)としての役割を果たしている。そうしたドロップインセンターのボランティアスタッフは、かつて自身が困難に直面した経験をもつ。ドロップインセンターでは、支援が必要な人の初期対応を行うが、支援内容によっては関係機関、専門機関につなげる役割を果たしている。

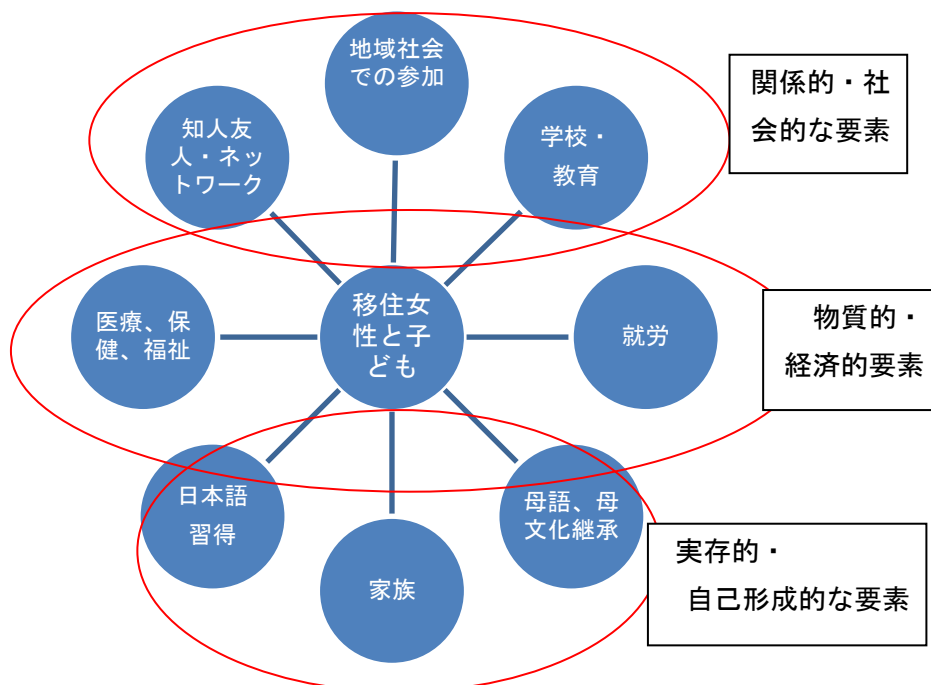
VII. 分析・考察

1. 移住女性と子どもをとりまく環境：社会的排除の現状と社会的包摂の必要性

(1) 移住女性と子どもたちをとりまく環境

これまでの調査結果から、フィリピンとタイ出身の移住女性と子どもを取り巻く環境は、社会的な排除（剥奪）が発生しやすいが、適切な対応が可能とあれば社会的な包摂となる要素を、「実存的・自己形成的な要素」（家庭、日本語学習、母語・母文化継承）、「物質的・経済的要素」（就労、医療・保健・福祉）、「関係的・社会的な要素」（学校・教育、地域社会、知人友人・ネットワーク）関係図（図表 7-1）に表した。

図表 7-1 移住女性と子どもをとりまく環境



（出典）齋藤百合子作成

家庭、日本語学習、母語母文化継承を「実存的・自己形成的な要素」としたのは、家庭において、安心や信頼できる人間関係の基盤を築くことが乳幼児の頃から大事であること、そして、移住先の国の言葉、すなわち日本語という言語力を習得することは、生活するための道具としてだけでなく、自己内省や自尊感情や自信など精神的な行為や、過去を振り返り、将来を考えることも可能となるためである（図表 7-2）。さらに母語・母文化の継承は、とくに子どものアイデンティティを育む。「実存的・自己形成的な要素」は、樹木で言えば地中に隠れ、土中に根を張る根のようなものだろう。

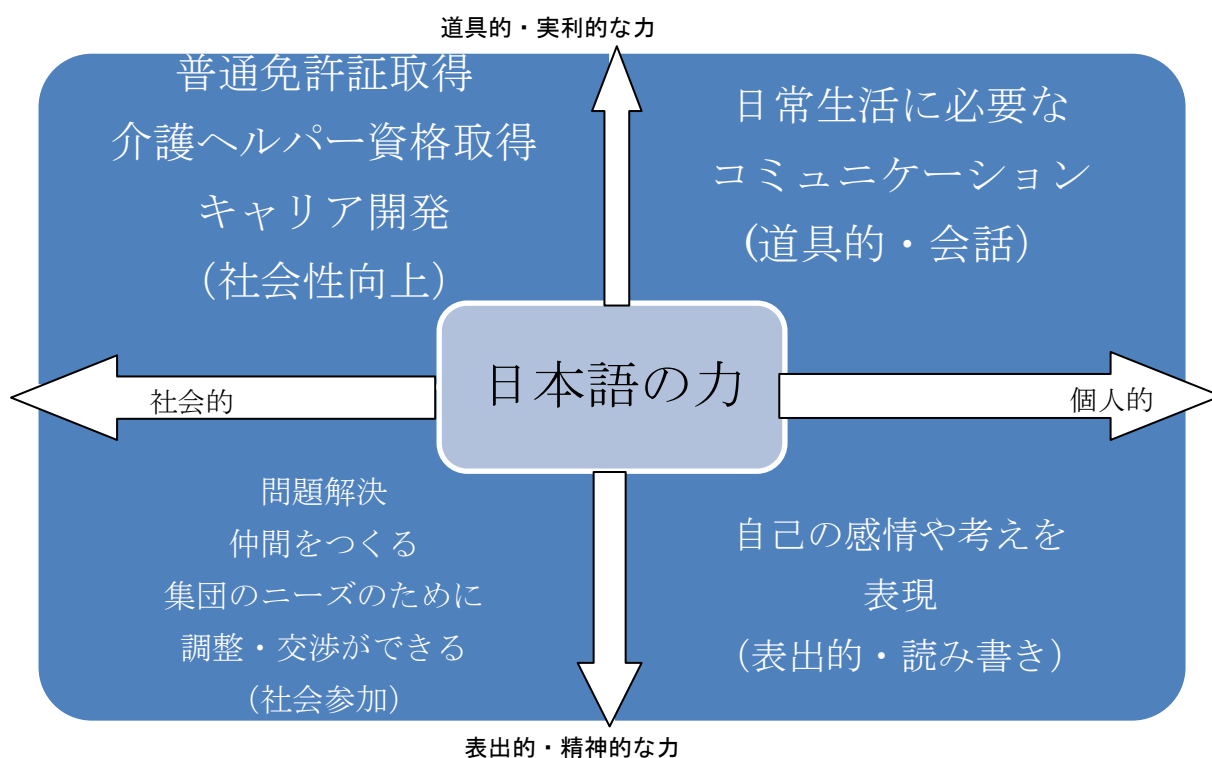
「物質的・経済的要素」は、親に仕事はあるか、医療や保健、福祉などの制度を必要なときにうまく活用しながら治療を受けたり、予防接種をしたりできるかなどを表している。

「関係的・社会的要素」は、集団生活の中に参加し、自らが関係を構築しながら、必要な情報や学力などを確保していけるか、を表している。

移住国の言語である日本語を習得することは、子どもの母親たち、移住女性にも大きな意義がある。

青年期から成人（大人）の年代では、単なる日常会話だけでなく、自動車運転免許証を獲得するための教習所で使う日本語、就職面接のためのビジネス日本語やキャリア開発としての日本語を習得して就職を希望したり、起業するなど、将来志向を可能とする能力でもある。さらに、北九州市で実施されている青春学校では教育の機会を剥奪されていた人達が日本語で自分の考えや感情などの表現を識字教育にて実践している。日本語で文章を書くことは、表 7-2 にあるように内省や思考力を表出できる能力をエンパワーメントすることだと言えるだろう。

図表 7-2 日本語の力の可能性(大人の場合)



(出典) 齋藤百合子作成

(2) 「外国人の子ども」から「多様な背景をもった日本で育つ子どもたち」へ
—社会統合政策の必要性

移住女性と子どもたちをとりまく環境を「実存的・自己形成的な要素」(家庭、日本語学習、母語・母文化継承)、「物質的・経済的要素」(就労、医療・保健・福祉)、「関係的・社会的な要素」(学校・教育、地域社会、知人友人・ネットワーク) から見て、言語力の重要

性を上記で見てきた。ここでは、とくに移住女性の子どもに焦点をあてる。

調査結果から移住女性の子どもたちの現状を「社会」、「学校」、「家庭」に分けて見ると、幼児期の子どもにとって自己形成の基礎と最初の社会的関係である「家庭」で、適切な母子保健や栄養がとれないこと、親のDV目撃や親からの被暴力体験、親の離婚・再婚や養父との関係など不安定で恒常的な不安と不信の人間関係不安定で恒常的な不安と不信の人間関係などの現状が見られた。

図表 7-3 移住女性の子どもの現状と、期待される状態

	現状	期待される状態
	(社会的排除)	(社会的包摂)
家庭 (幼児期)	母子保健と栄養(定期検診、予防接種など)が不適切である。	適切な母子保健と栄養(定期検診、予防接種など)
	不安定で恒常的な不安と不信の人間関係(親の離婚・再婚、DV経験、養父との関係)がある。	安定・安心・信頼できる人間関係
	親や家族とコミュニケーションがとれない(一緒にいる時間がない)	親や家族とコミュニケーションがとれる
	異文化間の環境への不適応	環境への適応
学校 (学齢期)	日本語・学習のサポートがない。	日本語・学習のサポートがある
	異文化や多様な文化背景の無理解と排除	異文化や多様な文化背景の理解と受容
	学年・年齢相応の学力が確保できない。	学年・年齢相応の学力が確保できる。
	仲間・友人からの孤立と不信	仲間・友人との協働と信頼
	自尊心の破壊(いじめなど)	自尊心の発達(評価など)
	母語・母親の文化背景の拒絶	母語・母文化の受容
社会 (青年期)	将来の生活に希望をもてない	将来を期待しながら考えられる。
	進学や職業訓練、就職などの情報入手方法が限定的である。	進学や職業訓練、就職の情報が多方面から入手でき、支援を活用できる
	安心できる居場所がない。	安心できる居場所がある
	孤立、固定し非信頼の人間関係である。支援組織を知らない。	相互に協力する人間関係や組織を知っている。
	社会福祉制度を(親が)知らない、アクセスできない。	社会福祉制度を(親が)必要に応じて活用できる。

(出典) 齋藤百合子作成

また「学校」で表す学齢期では、日本語や学科学習支援の未整備や異文化や多様な文化背景の無理解などによる学年・年齢相応の学力が確保できないことや、いじめなどによって

仲間や友人など集団から孤立し、不信感が募り、自尊心が破壊される、また母語や母親の文化背景を拒絶することで子ども自身のアイデンティティ形成に支障が発生しうる。

さらに「社会」で表す青年期では、将来の生活に希望がもてない、居場所がない、進学や職業訓練、就職などの情報入手方法（社会資源へのアクセス方法）が限定的であるなどが散見された。

これらの移住女性の子どもたちが置かれた現状は、社会的排除されているという状態に置かれていると言っても過言ではないだろう。社会的排除の状態を放置すれば、個々の子どもたちの能力を開花させる機会を奪うだけでなく、外国籍住民が増加傾向にある日本社会の中に、移住者とホスト社会との格差を拡大させ、対立、不信などをもたらし、社会不安を増大させる可能性がある。

では、散見される社会的排除を放置せず、何らかの取り組みによって期待される状態とはどのような状態であるのか。図表 7-3 には社会的排除を克服した状態、つまり社会的排除の反対概念である社会的包摂として、社会的排除と社会的包摂を記載した。

社会的包摂の実現には、子どもの能力や機会が拡充されるような個別の支援だけでなく、社会制度としての整備も必要である。学齢期の子どもであれば、たとえば、子どもの能力や機会が拡充されるような個別の支援とは、学校外で民間団体等が実施する学習支援組織での個別支援などであるし、社会制度としての整備は、日本語の学力が不足している子どもたちを「日本語学習を必要とする外国人児童生徒」と限定的に実施するのではなく、日本語学習が必要な「多文化の背景をもつ子どもたち」の実態を把握しての対応である。

社会的排除から社会的包摂への転換は、さらに言えば、これまでの発想の転換も必要である。たとえば「定住外国人の子どもは“お荷物”的存在」「異質なものを排除」から「異なる言語、文化、習慣をもつ社会から来日した“異文化理解のリソースパーソン”」へ、また「定住外国人と言っても景気が悪くなると帰国する日本での一時滞在者」から「国際結婚カップルから誕生して定住・永住していく、将来日本を担っていく若者」などである。

福岡県在住外国人の人口、それも定住者や永住者はゆるやかに増加している。このような状況の中、福岡県に定住、永住していく外国籍住民とその子どもたちをどのように社会包摂していくことができるのか。多文化共生施策は、社会的包摂を促進しうるかを次節で考えてみたい。

2. 多文化共生政策は社会的包摂を促進しうるか

(1) 日本・韓国・ドイツの移民政策と地方自治体の多文化共生施策の比較

北九州市、福岡市、福岡県における定住外国人に対する施策と同義に使用している多文化共生施策は、その特徴から、政策主導型（北九州市）、政策包摂型（福岡市）、民間先行型（福岡県）と分けられる。日本の多文化共生施策の促進は、中央政府（総務省）とそれぞれの自治体が、現状に即した定住外国人に対する施策を実施しているが、国、すなわち中央政府も移民に対する明確な政策は提示していない。2009年に、入管法および住民基本

台帳法が改正され、約半世紀続いた外国人を入管制度で「管理」する政策から、地方自治体の住民基本台帳に定住外国人が記載することで、住民サービスの充実、すなわち定住外国人との共生の施策の充実を図ろうとするものに転換されつつあるが、ドイツの移民法や韓国の在韓外国人待遇基本法のような、移民をどのように社会統合していくかを明確に示す法律は制定されていない。

とくに地方自治体レベルを見ると、韓国の各地方自治体では忠清南道に見るように多文化家族支援センターが設置され、ドイツでは国の移民法および「国民統合計画」の政策の下、地方自治体のノルトライン・ヴェストファーレン州エッセン市では「社会統合プログラムと運営委員会」組織や地域センター（RAA）が設置され、独自性を保ちながら、各地で展開されている地域センター（RAA）の連絡、調整も推進されている。日本では地上自治体独自の定住外国人に対する施策（多文化共生施策）があっても、他地域の施策との協働や連絡調整をしながらの推進は数少ない。

図表 7-4 日本、韓国、ドイツの移民政策の比較

	日本	韓国	ドイツ
特徴	中央政府（総務省）は多文化共生推進計画を作成したが、具体的な施策は、地方自治体を実施。	中央政府主導で国際結婚など多文化家族を支援、地方政府での具体的な施策を展開。	中央政府が基本政策。「国民統合計画」において積極的な移民統合政策を推進。
法律	入管法改正（2009） 住民基本台帳法改正（2009） 国籍法改正（2008）	在韓外国人の待遇基本法（1997） 結婚相談所の管理に関する法律（2008） 多文化家族支援法（2008）	移民法成立（2005） 改正移民法（2008）「統合コース」への参加が義務づけられる。
定住外国人に対する主要政策および対策	日系定住外国人施策に関する基本指針（2010） 定住外国人支援に関する対策の推進について（2009） 定住外国人支援に関する当面の対策について（2009） 定住外国人施策ポータルサイト（内閣府） 多文化共生推進に関する調査研究報告書（2007） 多文化共生推進プログラムの提言（2006、総務省）	女性結婚移民者の家族および混血人・移住者の社会統合支援法案（2006） 多文化家族支援改善の総合対策（2009） 多文化家族の生涯周期に合わせた支援の強化対策（2008） 第一次外国人政策基本計画（2008）	首相が第1回「統合サミット」を開催（2006） 第2回「統合サミットにおいて社会統合策である「国民統合計画」を発表（2007）
地方自治体における取り組み	【福岡県・北九州市・福岡市】 ・自治体個々の基本計画の中で、個別に実施。	【忠清南道】 ・中央政府の政策と事業を推進 ・多文化家族支援センターをNGOと協働で実施	【エッセン市】 ・「社会統合プログラムと運営委員会」組織が運営 ・州政府からの委託を受けた地域センター（RAA）が活動

（出典） 韓国の部分はキム・ヨンジュ（2011）の「急増する女性結婚移民と韓国社会の対応」配付資料および講演内容から記述。ドイツの部分は 金箱（2010：3，65-66）、およびエッセン市は Krummacher and Kulbach（2009：391-394）から齋藤百合子作成

(2) 国際結婚による多文化家族の支援—国際比較調査から

福岡県内の定住・永住外国人の増加には、留学生や技術者、専門的知識をもった者などの増加だけでなく、国際結婚による定住・永住在留資格の外国人が増加している。少子高齢化が進む日本社会の現状では、少子高齢化を食い止める有効な手立てがない限り、国際結婚斡旋業者の仲介や、すでに日本に在住している同国人の紹介などにより、外国人女性と日本人男性との国際結婚は今後も増加していくだろうと推測される。

国籍や文化的背景、そして習慣や言葉などが異なる者同士が婚姻を通して共に生活を営むことは、一家族の中に多文化が共生しているということでもある。こうした多文化な背景がある国際結婚家族や外国出身の「妻」たちはどのような生活問題に直面しているのか。その課題について、岡山県立大学の中嶋は日本と同様、あるいは日本以上に国際結婚斡旋業者仲介によるベトナム、中国、カンボジア、タイ、フィリピンなどアジア諸国出身の女性を妻に迎える国際結婚が急増している韓国と台湾、そして日本の三国を比較した調査研究を実施している。

図表 7-5 国際結婚における生活問題のウェルビーイング（精神的健康）の日本・韓国・台湾の比較

	日本	韓国	台湾
1	夫に対する否定的感情 58.5%	経済的逼迫感 24.7%	経済的逼迫感 19.9%
2	経済的逼迫感 46.5%	家族・近隣に対する否定的感情 23.1%	社会生活活動の制限感 11.6%
3	社会生活活動の制限感 43.0%	コミュニケーションの制限感 6.8%	コミュニケーションの制限感 6.5%
4	家族・近隣に対する否定的感情 38.1%	社会生活活動の制限感 6.7%	夫に対する否定的感情 5.5%
5	日本文化に対する否定的感情 33.8%	韓国文化に対する否定的感情 6.1%	家族・近隣に対する否定的感情 0.1%
6	コミュニケーションの制限感 33.0%	夫に対する否定的感情 5.4%	台湾文化に対する否定的感情 6.1%

(出典) 中嶋 (2010)

国際結婚における生活問題のウェルビーイング（精神的健康）の日本・韓国・台湾比較調査では、次の3点の特徴が見られる。第1に、韓国と台湾では「経済的逼迫感」が生活問題として挙げられた項目としてもっとも多かったが、日本は「夫に対する否定的感情」であったこと、第2に、韓国と台湾では「コミュニケーションの制限感」が第3位で上位に位置しているが、日本では第6位だったこと、第3に日本の回答者はどの項目においても生活問題として認識している人が韓国と台湾に比べて多かった。

この調査研究を実施した中嶋は、国際結婚をした外国籍の女性が生活問題に直面したときに、韓国では全国に設置された多文化家族支援センターが、言語、医療・福祉、子どもの教育などさまざまな問題を相談できる機関があるが、日本では地方自治体もしくは地域のどこに相談したらよいのか不明確であることを指摘している。

日本では地方自治体に多文化共生施策の作成と実践が奨励されているが、それぞれの課

題別に対応する行政の担当部署は、家庭内暴力であれば男女参画課、在留資格の相談であれば入国管理局および法律相談、子どもの教育に関しては学校や教育委員会など細かく分かれており一元化されていない。また、直面する生活課題の内容によっては通訳を必要とするところもあるが、そのニーズに対応可能な窓口は限定されている。

(3) 多文化共生を推進する中間組織

外国籍住民が直面する生活課題に対して、その課題の解決支援を行う制度的な対応はなされていないが、実際には制度化されていない中間組織が、地域における多文化共生を推進し、地域の活動を同様の活動をする団体や機関とのネットワークも構築している。本稿が取り上げる中間組織とは、NGO・NPOと、外国籍住民らの自助グループ（エスニックグループ）、そして行政や大学などで養成している多文化共生に関わる専門的職能家たちである。

①NPO・NGO・民間グループ

NPOやNGOにおいて実践されている多文化共生への取り組みは、その活動内容によって、生活相談事業、「日本語教室」運営などコミュニケーション支援事業、生活支援事業、国際協力・国際交流に分類される。とくに、生活相談事業を一行政からも資金援助を得て協働している一を行う主な団体は、2009年度に男女共同参画賞を受賞したNPOアジア女性センター、福岡県内の日本語教室開催を協働しつつあるNPOエンパワーメントセンター福岡、行政からの委託も受けて相談活動を行っているNPOグローバルライフサポートセンターなどが、在留資格、就労、DV、妊娠・出産、離婚などさまざまな生活相談の課題解決支援を実施している。

また「日本語教室」などコミュニケーション支援事業は、北九州市内には18カ所（無料14カ所、有料4カ所）および福岡市には市民国際貢献賞を受賞した香椎浜小学校親子日本語教室よるとも会およびフレンズ委員会をはじめ有料・無料を含めた日本語教室が42カ所、その他福岡県内の市町に19カ所運営されている²⁵。日本語教室では、その活動内容が日本語学習（コミュニケーション支援）だけでなく、受講者の生活上の悩みを日本語学習支援ボランティア等が相談されることも少なくない。

②エスニックグループ

北九州市や久留米市では、フィリピン人の自助グループが発足し、地域を越えて、横断的な社会的ネットワークが形成されていた。また先行研究や本研究では、タイ人の相互扶助グループTNJが関東地方を中心に、ドイツでもTHARAという自助グループが組織され、直面する課題解決への支援等を行っている。本調査において、福岡市ではどんたくななどの祭りをきっかけに在福岡市のタイ政府観光庁が、福岡県に在留しているタイ人をゆるやかにつなげているが、相互に助け合うタイ人グループはまだ未形成である。しかし、本

調査研究をきっかけに、T N J と在福岡のタイ人らとのゆるやかな関係作りの可能性が芽生えつつある。

こうしたエスニックグループは、母語や母文化の継承、呼び寄せた子どもに対する日本語学習支援、日本での子育て経験や家族・夫の親族との人間関係改善の経験交流など、社会的に排除されてしまうプロセスを断ち切って社会的包摂を実現する可能性を備えている。さらにエスニックグループは、実質的な世帯主として出身国の家族への送金などを通して、日本社会と出身国との関係を繋いでいる。こうしたエスニックグループの本国との社会的ネットワークは、社会資源として重要な機能を担っている。(稲葉、2002:9)。

しかし、エスニックグループは社会排除を克服して社会的包摂を実現する可能性のある社会資源とは認識されない、もしくはその能力を発揮できないまま3エフ(F)、すなわちFestival(祭り)、Food(食)、Fashion(衣装)に代表される国際交流・国際理解などのイベントでその手腕を発揮することが期待されがちである(齋藤 2010a:59)。

移民研究の社会学者である稲葉は、「移住女性はつねに受け身でいるわけではない。みずからの環境に適応する一方で、同時に周囲の環境にも積極的に働きかけて、変化を促す」(稲葉、2002:9)と述べるように、移住女性は社会的包摂への変化を促す媒介者となる可能性をもつ。その可能性を実現させるためには、上記の3Fに代表される役割だけでなく、一人の市民としてその存在が認められ(People)、移民政策の中でもその権利が保証され、義務を負い(Policy)、エッセン市の外国人のように、コメントを求めるだけでなく発言だけでなく決定権を有する形で社会参加(Participation)することが必要なのではないだろうか。

(4) 多文化共生を推進する資格と研修

NGO・NPOや、エスニックグループが、地域における多文化共生推進の機能を果たしていることを上記で考察した。しかし、こうした集団のボランティアや心ある人が、個別の相談内容に対して、支援制度や行政の機能、在留資格に関する理解、入国管理法の運用などを理解しながら、的確に問題解決のための支援を行うことは容易なことではない。相談項目に関連した制度や法律の知識、社会福祉的および心理学的な技術など習熟が求められる。

現在、民間団体や地方自治体および大学では、前述した多文化共生への取り組みを推進するために、複数の多文化共生関連の資格およびその養成のための研修が運営されている。名称の統一、また研修制度の内容についての理解は未調整のままだが、中央政府の政策—全国の地方自治体において共通制度での実施という多文化共生施策が日本では実現不可能なので、多文化共生関連の資格は、多文化共生推進を調整する機能を今後果たしていくだろう。

図表 7-6 多文化共生に関わる資格およびその名称

	資格名（呼称）	推進機関・団体
全国レベル	多文化共生マネージャー	全国市町村国際文化研修所
都道府県（地方自治体）レベル	多文化ソーシャルワーカー	愛知県＝財団法人愛知県国際交流協会、 群馬県、神奈川県
	多文化共生キーパーソン	埼玉県
	多文化共生推進員	石川県
	多文化共生地域づくりリーダー	福島県
	多文化共生コーディネーター	小牧市
	高校生多文化共生ジュニアリーダー	伊勢崎市
	災害時外国人支援サポーター	船橋市等
	多文化共生推進コーディネーター	岡山市
大学レベル	多文化共生推進士	群馬大学
	多文化社会コーディネーター	東京外語大学
	外国人支援リーダー	浜松学院大学

（出典） 中嶋（2010）より齋藤百合子作表

VIII. 結論 — 福岡県の外国籍女性とその子ども達の社会的包摂

本研究のタイトルである「外国籍女性とその子ども達の社会包摂—福岡県のフィリピン人およびタイ人女性の多文化共生—」を、福岡県における多文化共生という「政策」(Policy)、タイ人とフィリピン人の母とその子どもたちという「人」(People)、そしてその社会「参加」(Participation)として、社会包摂の道筋を結論とする。

1. 多文化共生という「政策」(Policy)

本稿では、日本・韓国・ドイツの移民政策と地方自治体の多文化共生施策の比較を試みた。多文化共生政策の根幹である、その国に居住する外国人や外国につながりをもつ住民(移民)をどのように処遇するかという移民政策は、ドイツでは「国民統合計画」の下で社会統合策を推進するし、韓国でも国際結婚急増の下で多文化家族支援策を推進して中央政府が打ち出す政策の下に地方自治体での施策が進められている。

一方、日本の多文化共生施策の促進は、中央政府(総務省)とそれぞれの自治体が、現状に即した定住外国人に対する施策を実施しているが、中央政府の移民に対する明確な政策は提示されていない。しかし、2009年の入管法および住民基本台帳法の改正と3年後の2012年の完全施行に向け、約半世紀続いた外国人を入管制度で「管理」する政策から、地方自治体の住民基本台帳に定住外国人が記載することで、住民サービスの充実、すなわち定住外国人との共生の施策の充実を図ろうとするものに転換されつつあり、地方自治体における具体的な移民施策は急務となっている。

本研究で概観した北九州市、福岡市、福岡県における定住外国人に対する施策と同義に使用している多文化共生施策は、その特徴から、政策主導型(北九州市)、政策包摂型(福岡市)、民間先行型(福岡県)と分けられる。各自治体において、具体的な多文化共生推進プランや国際施策が策定されつつある今、より実り多い多文化共生策を推進していくために、従来の国際交流・国際理解事業で用いられがちであった3つのFに代表される「フード」(food)、「ファッション」(fashion)、「フェスティバル」(festival)を中心としたイベントだけでなく、外国籍住民向けには実質的に多言語生活情報を提供し、相談窓口も設置し、一般住民向けには多文化理解を促す講座等も実施されている。しかし、外国籍の女性が生活問題に直面したときに、韓国の多文化家族支援センターのような言語、医療・福祉、子どもの教育などさまざまな問題を一カ所で相談できる窓口や行政の担当部署は日本ではまだ未整備である。また、ドイツの地方自治体各地で展開され、相互に連絡や調整を行っている地域センター(RAA)があるが、日本の地方自治体、本調査の福岡県、北九州市、福岡市では、積極的な相互の連絡、調整は散見されていない。

今後は、民間セクターを育成、調整しながら、明確なビジョンを打ち出し、地方自治体相互の連携をはかりながらの多文化共生政策の展開が重要となるだろう。

2. 移住女性とその子どもたち (People)

調査結果から移住女性の子どもたちの現状を「家庭」、「学校」、「社会」から見ると、幼児期の子どもにとって自己形成の基礎と最初の社会的関係である「家庭」で、親のDV目撃や親からの被暴力体験、親の離婚・再婚や養父との関係など不安定で恒常的な不安と不信の人間関係不安定で恒常的な不安と不信の人間関係などが見られ、「学校」では、日本語や学科学習支援の未整備や異文化や多様な文化背景の無理解などによる学年・年齢相応の学力が確保できないことや、いじめなどによって仲間や友人など集団から孤立し、不信感が募り、自尊心が破壊される、また母語や母親の文化背景を拒絶することで子ども自身のアイデンティティ形成に支障が発生していた。さらに「社会」で表す青年期では、将来の生活に希望がもてない、居場所がない、進学や職業訓練、就職などの情報入手方法（社会資源へのアクセス方法）が限定的であるなどが散見された。

これらは、「実存的・自己形成的な要素」（家庭での安心感、日本語学習、母語・母文化継承）、「物質的・経済的要素」（就労、医療・保健・福祉）、「関係的・社会的な要素」（学校・教育、地域社会、知人友人・ネットワーク）が剥奪され、社会的排除のプロセスにある。社会的排除の状態を放置すれば、個々の子どもたちの能力を開花させる機会を奪うだけでなく、外国籍住民が増加傾向にある日本社会の中に、移住者とホスト社会との格差を拡大させ、対立、不信などをもたらし、社会不安を増大させる可能性がある。

社会的排除を克服した状態である社会的包摂の実現には、「家庭」、「学校」、「社会」それぞれの場面で子どもの能力や機会が拡充されるような個別の支援だけでなく、子どもの教育のための学校と民間の連携促進や高校進学や夜間教育など制度の見直しや、移住女性を母にもつ子どもいじめの根底にある「異質なものの排除」という考え方を、「異なる言語、文化、習慣をもつ社会から来日した“異文化理解のリソースパーソン”」、「日本の地で日本の子どもたちと一緒に共に育つ多様な文化背景をもつ子どもたち」などと発想を転換する周囲の工夫も必要であろう。

学齢期の子どものサポートおよびサポートのための環境づくりは、「日本の地で日本の子どもたちと一緒に共に育つ多様な文化背景をもつ子どもたち」を創出するためにはとりわけ重要である。さらに、青年期の子どもたち、青少年たちへの対応も急務である。日本語能力や学力が確保されず、自己形成期に不安定な時期を送った子どもたちは、何らかの強いきっかけがないと社会のセーフティネットからこぼれる、厳しい社会的排除のプロセスに入ってしまう可能性が高い。再入学を可能とする夜間中学や夜間高校の設置や増設など、教育機会を確保し、社会的な居場所を考慮することが求められている。

3. 社会参加 (Participation)

本調査で聞かれた移住女性「私は（日本社会に）望まれて日本に滞在しているのではなく、日本社会の片隅にひっそりと置いてもらっている存在だから、日本社会に要望を出すなんて恐れ多くてできません」の発言に見るように、日本社会で経済活動をし、子どもを

育て、表向きはしっかりと社会参加しているのに、どこか社会に対してあいまいな参加にしか感じられない。直接的な排除はないが、積極的な受け入れでもない。当分は子を育てて成人させ、できるところまで実家の家族（親など）に仕送りをしたら、もう日本にいたくない、日本で晩年を迎えたくない、とそのように考える被調査者は複数いた。また、被調査者の子どもたちは、明確な将来のビジョンを描けずにいる子どもも少なくなかった。学力、学校での人間関係、自分自身のアイデンティティ、どれかにつまずいてしまうと、その先の人生が描ききれない。

しかし、「移住女性はずねに受け身でいるわけではない。みずからの環境に適応する一方で、同時に周囲の環境にも積極的に働きかけて、変化を促す」（稲葉、2002:9）。すなわち移住女性は社会的包摂への変化を促す媒介者となる可能性をもっている。北九州市の「北九州市国際政策推進大綱 2011」では、「外国人市民の社会参加の促進」が多文化共生の推進施策として掲げられ、実際に北九州市外国人市民意見交換会が実施されている。こうした取り組みが年1回の開催ではなく、課題別に、必要に応じて開催され、具体的に外国籍住民の声が施策に反映されるようになれば、ドイツのエッセン市の移民参加型市政の事例のように、魅力ある市のプログラムを提供できる可能性が高い。

各自治体において、多文化共生推進プランや国際施策が策定されつつある今、より実り多い多文化共生策を推進していくために外国籍住民およびその子どもたちのニーズに向き合う「人」（People）に焦点をあて、社会的排除を創成せずに社会的包摂を推進する「政策」（Policy）、意見を発言するだけでなく政策決定の場への参加可能性を確保した（Participation）が外国籍住民の実態を把握し、ニーズに即した声をさらに聞きながら、社会的な排除を除去するための3つのPを基底とした包摂的な政策が必要であろう。

注

1 2009年法務省入国管理局統計の在留資格別・国籍別によれば、日本で永住および定住傾向を示す在留資格の「特別永住者」「永住者」「定住者」「永住者の家族」「日本人の配偶者等」は全外国人登録者281万6121人のうち140万6301人(49.9%)だった。そのうち、「特別永住者」の在留資格を持つ朝鮮・韓国籍は40万5571人(14.4%)だった。

2 「諸外国における外国人労働者対策」

<http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/10/pdf/tokusyu/to003~012.pdf> (2010年12月29日アクセス)

3 「外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップ」テーマ1分科会(外務省、神奈川県、国際移住機関(IOM)主催)にて、コーディネーターを務めたアンジェロ・イシがまとめたペーパー「外国人を受け入れる地域社会の意識啓発に関する課題」p3によるもの。イシは、3F(Food, Fashion, Festival)を克服する概念キーワードとして、3つのC(Coexist「共生」、Coordinate「調整」、Cultivate「育成」)を提起している。

4 キム・ヨンジュ「急増する女性結婚移民と韓国社会の対応」2011年1月22日 北九州市立大学アジア文化社会研究センター主催 財団法人アジア女性交流・研究フォーラム共催 国際シンポジウム『国際結婚と多文化共生』における講演内容。

5 文科省 日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入状況に関する調査 2008年度

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001016761> (2011年1月22日アクセス)

6 Pataya Ruankaew氏による公開研究会「ドイツにおける移民女性への支援施策—在独タイ人女性と子供の視点から」での報告内容による。2010年1月25日にお茶の水女子大学で実施された。主催は厚生労働省科研事業「女性支援政策の現状と課題—DV対策を中心に」(研究代表者戒能民江)。

7 「移住労働者と共に生きるネットワーク・九州」のニュースレター第38号 2010年11月号に「北九州でのフィリピン人協会の結成」の記事が掲載されている。

8 EUにおける社会的排除と社会的包摂の定義は、EU委員会によるSocial Exclusion and EU's Social Inclusion Agenda- Paper prepared for the EU8 Social Inclusion study p4

<http://siteresources.worldbank.org/INTECONEVAL/Resources/SocialExclusionReviewDraft.pdf> (2011年2月12日アクセス)

9 2009年法務省入国管理局統計の県別の在留資格別・国籍別在留外国人統計

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001065021> (2010年12月29日アクセス)

10 特定非営利法人女性エンパワーメントセンター福岡「福岡県における外国籍住民の現状と自治体の施策に関する調査報告書」2006年 福岡県国際交流局

11 女性エンパワーメントセンター福岡機関誌「ふふふ」No.19 2010年10月号

12 「青春学校」が目指しているのは、「オモニ・ハルモニなど、これまで社会の底辺に追いやられ、忘れられた人々の人権、つまり、人間として生きるための尊厳を取り戻す営みでもあり、学習者が読み書きの力をつけることにより、①生活していくのに必要な情報を得る能力、②社会を理解し、その一員として暮らしていける能力、③自分の意志を表現する能力などを獲得し、社会のなかで自立と自己表現を図ることを目指す活動」(山下厚生「よくもここまで!~青春学校と自習夜間中学の今とこれからへの思い~」『青春学校』第16集 2010年3月 青春学校/穴生・中学校夜間学級事務局発行)

13 総務省(2006)「多文化共生の推進に関する研究会報告書~地域における多文化共生の推進に向けて~」http://www.soumu.go.jp/kokusai/pdf/sonota_b5.pdf (2011年3月15日アクセス)

14 「北九州市国際政策推進大綱2011」(素案)の多文化共生分野の抜粋版

<http://www.city.kitakyushu.jp/file/29090200/notice/tabunka.pdf> (2011年3月15日アクセス)

15 福岡市 新・基本計画(全市編)の概要 平成15年 福岡市総務企画局企画調整部

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/plan/kihonkeikaku/pdf/gaiyou.pdf> (2011年3月15日アクセス)

16 「ちきゅうを知る講座—交流から共生へ—」パンフレットより。

-
- ¹⁷ 福岡県男女共同参画 <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/a05/dai8kaijyusyousya.html> (2011年3月15日アクセス)
- ¹⁸ インターアジア <http://interasia.web.infoseek.co.jp/> (2011年3月10日アクセス)
- ¹⁹ 2010年11月15日にインターアジアでの聞き取りによる。
- ²⁰ 2010年12月10日、福岡県教育委員会での聞き取りおよび「平成23年度福岡県立高等学校入学者選抜帰国子女特例措置実施要項」(福岡県教育委員会)による。
- ²¹ 2010年12月10日、福岡県教育委員会での聞き取りによる。
- ²² Hauptstelle RAA NRW
http://translate.googleusercontent.com/translate_c?hl=ja&sl=de&u=http://www.raa.de/potenziale.html&prev=/search%3Fq%3DRAA%2BEssen%26hl%3Dja%26rls%3Dcom.microsoft:ja-JP:IE-SearchBox%26rlz%3D1I7FRSJ_ja%26prmd%3Divnsm&rurl=translate.google.co.jp&usg=ALkJrhgvMv80uSJK7N4MMq3zHb_1Qgo8bQ (2011年3月30日アクセス)
- ²³ 金箱は「移民法」と訳している。
- ²⁴ 奥村三菜子(2006) 「ドイツの多言語多文化政策：新移民法に見られる統合政策-子どもの教育に着目した場合-」人権政策研究会 (2006年02月18日)報告要旨
<http://www.geocities.jp/humanrightspolicy/past/rs015/02.html> (2011年3月30日アクセス)
- ²⁵ 「福岡県の国際化の現状データブック」2010年版 p13-16

<参考文献>

- 浅見靖仁、2003、「国際労働力移動問題とタイ—研究動向と今後の課題」『大原社会問題研究所雑誌』No.530、大原社会問題研究所。
- 阿部 彩、2008、「現代日本の社会的排除の現状」、『社会的排除 / 包摂と社会政策』福原宏幸編、法律文化社。
- イシ、アンジェロ、2010、「外国人を受け入れる地域社会の意識啓発に関する課題」『外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップ』テーマ1分科会（外務省、神奈川県、国際移住機関（IOM）主催）、2月20日。
- 『移住労働者と共に生きるネットワーク・九州』、2010、「ネットワーク・きゅうしゅう」、No.38号、11月1日。
- 伊藤りり・足立真理子、2008、『国際移動と＜連鎖するジェンダー＞ 再生産領域のグローバル化』、作品社。
- 稲葉奈々子、2002、「序章—国際移動とジェンダー」『国際結婚におけるタイ人女性の現状』財団法人女性のためのアジア平和国民基金委託調査報告書 茨城大学地域総合研究所。
- 岩川直樹、2009、「子どもの貧困を軸にした社会の編み直し ＜貧困をつくる文化＞から＜貧困をなくす文化＞へ」『子どもの貧困白書』子どもの貧困白書編集委員会編 湯澤直美、浅井春夫、阿部彩矢、岩川直樹、小西祐馬、中西新太郎、平湯真人、松本伊智郎、水島宏明、山野良一、明石書店。
- 奥村三菜子、2006、「ドイツの多言語多文化政策：新移民法に見られる統合政策—子どもの教育に着目した場合—」人権政策研究会（2006年02月18日）報告レジュメ
<http://www.geocities.jp/humanrightspolicy/past/rs015/02.html>（2011年3月30日アクセス）
- 金箱秀俊、2010、「移民統合における言語教育の役割—ドイツの事例を中心に—」、『国立国会図書館調査及び立法考査局』レファレンス 2010年12月
<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/refer/pdf/071903.pdf>（2011年3月15日アクセス）
- 北九州市、2006、「北九州市国際政策推進大綱 2006」
—— 2011、「北九州市国際政策推進大綱 2011」
<http://www.city.kitakyushu.jp/file/29090200/notice/tabunka.pdf>（2011年3月15日アクセス）
- 金イソン、2007、「多文化家族支援現況分析」『民族研究』。
- キム・ヨンジュ、2011、「急増する女性結婚移民と韓国社会の対応」、2011年1月22日に北九州市立大学で開催された国際シンポジウム『国際結婚と多文化共生』（主催：北九州市立大学アジア文化社会研究センター、共催：財団法人アジア女性交流・研究フォーラム）配布資料。
- カラカサン〜移住女性のためのエンパワメントセンター、2010、「移住（外国人）母子家庭の子どもの実態と支援に関する調査—DVや虐待などの暴力にさらされた子どものケア」報告書。
- 警察庁、2011、「平成22年中における人身取引事犯について」
http://www.npa.go.jp/safetylife/hoan/h22_zinshin.pdf（2011年3月20日アクセス）
- 久留米市公式ホームページ 「市の統計書 人口」
<http://www.city.kurume.fukuoka.jp/1080shisei/2010shoukai/3040toukei/4060toukeisho/3020chap02.html>
- 厚生労働省、2000、「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会報告書」、社会・援護局、12月8日。http://www1.mhlw.go.jp/shingi/s0012/s1208-2_16.html（2010年12月25日

- アクセス)
- 2009、「平成21年人口動態調査」、<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001066477>
(2011年3月14日アクセス)
- 2010、厚生労働省大臣官房国際課 「2008～2009年 海外情勢報告 諸外国における外国人労働者
対策」<http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/10/pdf/tokusyu/to003~012.pdf> (2010年12月29日
アクセス)
- 児玉克也、1992、「多文化社会への模索とその困難点：スウェーデンの現実に学ぶ」、『三重大学人文学部文
化学科研究紀要9』、三重大学人文学部
- 財団法人かながわ国際交流財団、2010、「あーすぷらざ外国人教育相談報告書」。
- 齋藤百合子、2004、『タイ人女性の人身売買における構造的暴力克服としてのエンパワメント—日本から
帰還した被害当事者の社会再統合の事例』 日本福祉大学大学院 国際社会開発研究科修士論文
- 2010a、「外国人を親にもつ児童の社会包摂に関する調査研究」平成21年度児童関連サービス調
査研究等事業報告書 財団法人こども未来財団。p1～p74
- 2010b、「在日タイ人が尊厳をもって生活するために」「外国人を親にもつ児童の社会包摂に関す
る調査研究」平成21年度児童関連サービス調査研究等事業 DVD 財団法人こども未来財団。
- サブグ・ナンシー、1993、「フィリピン人女性の現状」『犯される人権・外国人労働者』アジア人労働者問
題懇談会編。第三書館。
- 佐藤郡衛、2008、「川崎市における外国につながる子どもの学力保障の試み」、『シリーズ多言語・多文化協
働実践研究 9 外国につながる子どもたちの教育を地域から育む試み—地域、学校、行政、当事者の
協働実践モデルの構築を目指して』、東京外国語大学 多言語・多文化教育研究センター。
- 佐藤寛、2002、「ソーシャル・キャピタルとは何か」『ソーシャル・キャピタルと国際協力—持続する成果
を目指して—【総集編】』、国際協力事業団国際協力総合研修所。
- 下館事件タイ三女性を支える会、1995、『買春社会日本へ：タイ女性からの手紙』、明石書店。
- J N A T I P、2007、「人身売買被害者支援の連携の構築—地域、国境を越えた支援に向けて」調査および
活動報告書、人身売買禁止ネットワーク (J N A T I P)。
- 女性の人権カマラード編著、1997、『タイからのたより スナック「ママ」殺害事件のその後』、現代書館。
- 青春学校/穴生・中学校夜間学級事務局、2010、『青春学校』第16集 3月。
- 総務省、2006、「多文化共生の推進に関する研究報告書～地域における多文化共生の推進に向けて～」、
http://www.soumu.go.jp/kokusai/pdf/sonota_b5.pdf (2010年10月30日アクセス)
- 2007、「多文化共生の推進に関する研究会報告書2007」、
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2007/pdf/070328_3_bt1.pdf (2010年12月29日ア
クセス)
- 宋隱營、2010、「韓国における国際結婚女性移住者に対する多文化政策の運営実態—自治体の多文化家族支
援センターの事業執行の事例からみる問題点」『政策科学』17-2 立命館大学。
- 特定非営利法人女性エンパワメントセンター福岡、2006、「福岡県における外国籍住民の現状と自治体の
施策に関する調査報告書」。
- 2010、機関誌「ふふふ」No. 19 10月号
- 日本学術会議 社会学委員会経済学委員会合同 包摂的社会政策に関する多角的検討分科会、2009、『提言
経済危機に立ち向かう包摂的社会政策のために』
<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/Kohyo-21-t79-1.pdf> (2010年12月15日アクセス)

- 中嶋和夫、2010、「日本・韓国・台湾における国際結婚移民女性の意識調査から見えてきたこと」『コムスタカ』第74号、8月22日号
- 2009、「地域の国際化（グローバル化）に対応した社会福祉援助技術の開発と体系化に関する基礎研究—東アジア3地域における国際結婚移民女性の生活問題—」、平成21年度岡山県立大学最先端研究助成費調査報告書。
- 長谷部美佳、2004、「新聞紙上における外国人女性の表象をめぐる一考察」、『アジア女性研究』第13号、財団法人 アジア女性交流・研究フォーラム。
- 花崎皋平、1996、「アイヌシモリの回復—日本の先住民族アイヌと日本国家の対アイヌ政策」、『岩波講座現代社会学 15 差別と共生の社会学』、岩波書店。
- パレーニャス・ラセル、2008、越智方美・大橋史恵訳「家族を想うということ フィリピン人海外就労の経済的要因におけるジェンダー作用」、『国際移動とく連鎖するジェンダー— 再生産領域のグローバル化』、作品社。
- 樋口直人、2010、「「多文化共生」再考—ポスト共生に向けた試論」、『大阪経済法科大学アジア太平洋研究センター年報』第7号、大阪経済法科大学 アジア太平洋研究センター。
- 福岡県、2010、『福岡県の国際化の現状データブック 2010』
- 福岡県公式ホームページ、「第8回福岡県男女共同参画表彰受賞者の紹介」
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/a05/dai8kaijyusyousya.html> (2011年3月15日アクセス)
- 福岡市、2003、「新・基本計画（全市編）の概要 平成15年」、福岡市総務企画局企画調整部
<http://www.city.fukuoka.lg.jp/plan/kihonkeikaku/pdf/gaiyou.pdf> (2011年3月15日アクセス)
- 藤原里沙、2009、「障害児とその家族の貧困 重なり合う問題としての不利」『子どもの貧困白書』、子どもの貧困白書編集委員会編、明石書店。
- 法務省、(2010)、入国管理局出入国管理統計
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001065021>
- ポンパイチット・バスク、1990、田中紀子訳、『マッサージ・ガール タイの経済開発と社会変化』同文館。
- 東京外国語大学、2008、「外国につながる子どもたちをどう支えるのか 当事者も参加した拠点・ネットワークの構築—川崎市での実践—」多言語・多文化教育研究センター。
- 松田瑞穂、1993、「国際買春のなかの女性たち」『犯される人権・外国人労働者』アジア人労働者問題懇談会編、第三書館。
- 松本伊智郎、2008、「貧困の再発見とこども」『子どもの貧困 子ども時代のしあわせ平等のために』、明石書店。
- 村木太郎、2010、「諸外国における外国人労働者対策」厚生労働省
<http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/10/pdf/> (2010年10月30日アクセス)
- 文部科学省、2009、「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受け入れ状況」文科省
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/21/07/_icsFiles/afieldfile/2009/07/06/1279262_2_1.pdf
 (2011年1月20日アクセス)
- 湯澤直美、浅井春夫、阿部彩、岩川直樹、小西祐馬、中西新太郎、平湯真人、松本伊智郎、水島宏明、山野良一、2009、『子どもの貧困白書』、子どもの貧困白書編集委員会編、明石書店。
- 吉谷武志、2010、「多文化の子どもの教育はいま—外国人の子どもから多文化の子どもへ—」移住労働者と共に生きるネットワーク・九州学習会配布資料、12月12日。
- 吉富志津代、2008、『多文化共生社会と外国人コミュニティの力ゲッター化しない自助組織は存在するか？』、

- 現代人文社。
- ルアンケーオ・パタヤ、2010、「ドイツにおける移民女性への支援施策—在独タイ人女性と子供の視点から」
厚生労働省科研事業「女性支援政策の現状と課題—DV 対策を中心に」公開研究会報告内容から。1
月 25 日開催。
- 渡戸一郎、2010、「多民族・多文化化する日本社会—問題の所在とアプローチの視点」『多民族化社会・日
本 <多文化共生>のリアリティを問い直す』、明石書店。
- Human Rights Watch (2000), *OWED JUSTICE Thai women trafficked into debt bondage in Japan*,
2000, New York
- Krummacher, Michael and Kulbach, Roderich (2009), *Interkulturelles Konzept Stadt Essen:
Umsetzung, Erfahrungen und Anregungen zur Übertragung [Integration concept of Essen city:
Implementation, Experiences and Suggestions for transmission]*, *Lokale Integrationspolitik in
der Einwanderungs-gesellschaft Migration und integration als Herausforderung von Kommunen*,
Frank Gesemann, Roland Roth (Hrsg.) VS VERLAG FÜR SOZIALWISSENSCHAFTEN
- Ruankaew, Pataya (2002). *Femail Thai Migrants in Japan*, *Journal for Gender Studies*, Ochanomizu
University, Tokyo No.5
- (2004) . *Toward the formation of a Community : Thai Migrants in Japan* in Richardo G
Abad.,(ed). *The Asian Face of Globalization: Reconstructing Identities, Institution and Resources*.
The papers of the 2001-2002 API Fellows. Tokyo: Partner Institution of the Asian Public
Intellectuals Program 2001/2002 pp36-47
- (2009) . *Shiti Ying Thai-koronee kluen yaai reengaan khaam chart* [タイ人女性の人権 : 海外移住
女性の事例から], *National Human Rights Commission of Thailand(NHRC)*, Bangkok, Thailand
- UNICEF (2007) "An overview of child well-being in rich countries A comprehensive assessment of the
lives and well-being of children and adolescents in the economically advanced nations" UNICEF
Innocenti Research Centre
- World Bank (2007) . *Social Exclusion and the EU's Social Inclusion Agenda*
<http://siteresources.worldbank.org/INTECONEVAL/Resources/SocialExclusionReviewDraft.pdf>
(2010. March 10 accessed)